

別紙 4－2（農村整備に係る取扱い）

第 1 趣旨

実施要綱第 2 の 1 の（2）の①のアの(エ)に掲げる農村整備に係る取扱いについては、実施要綱及び実施要領によるほか、別紙 4-1 及びこの別紙本文並びに取扱い 1 及び取扱い 2 に定めるところによる。

取扱い 1（農村集落基盤再編・整備事業）

第 1 事業の内容

農村集落基盤再編・整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において、実施要領別紙 4-1 運用 1（以下この別紙において「運用」という。）の別表に掲げる事業種類のうち、留意すべき事業種類の細目等は、次のとおりとする。

1 農業生産基盤整備事業

（1）運用別表の事業内容のうち「これに準ずる施設」とは、保全管理区域における農業用排水施設整備事業にあつては排水路工、農道整備事業にあつては管理用道路とする。

（2）農道整備事業

農道橋等の保全対策については、農業生産又は農村活性化等を目的として利用される施設（以下この別紙において「農業農村施設」という。）の再編に必要なものであつて、運用別表区分の欄 2 の事業種類の欄(17)と併せて実施する場合のみ実施できるものとし、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るものであつて、以下の条件に適合するものとする。

ア 原則として、整備される農道の路線若しくは区間又は機能（以下「路線等」という。）が都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施されているもので、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき農道として造成された路線を対象とする。

イ 1 箇所当たりの事業費は 40 万円以上とする。ただし、点検診断についてはこの限りではない。

（3）ほ場整備事業

自然環境や生態系の保全に配慮した整備を総合的に実施する場合にあつては、当該整備により創出した用地であり、かつ農業用施設と一体で地域の生態系の維持、保全上必要な用地を取得できるものとする。

（4）農用地開発事業

農地環境整備型において実施する場合にあつては、水田の地目転換を行う事業とする。

（5）暗渠排水事業

本事業で実施する暗渠排水のうち、市町村又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図る

ことが位置づけされているものを地域排水型暗渠排水と称する。

なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

(6) 農用地の改良又は保全事業

保全管理区域において実施する場合にあっては、承水路工、法面保護工等とする。

2 農村生活環境整備事業

(1) 農業集落道整備事業

ア 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げる道路及び同条第 4 号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。

イ 幹線市町村道以外の市町村道と路線（あるいは区間）が重複する場合は、道路法第 24 条の規定に基づく工事として実施するものとする。

また、本事業の施行により、当該農業集落道が幹線市町村道以外の市長村道となる見込みのものについては、あらかじめ当該農業集落道に関する工事の設計、事業計画等について道路管理予定者と協議するものとする。

ウ 農業集落道の事業計画の作成に際しては、あらかじめ関係道路管理者及び関係都道府県の道路担当部局の協議調整を了するよう努めるものとする。

エ 道路附帯施設は待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設及び周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。

オ 修景施設とは植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、遊歩道等とする。

カ 当該施設を整備する場合に当たっては、広幅員の歩道の整備等の高齢者・障害者の利用に資するための整備、法面緑化、植樹、舗装の工夫等の生態系保全及び修景に配慮した整備、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。

(2) 営農飲雑用水施設整備事業

家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備であって、次の事項を内容とするもの。

ア 受益戸数おおむね 10 戸以上の施設とする。ただし、末端受益は 2 戸以上とする。

イ 営農飲雑用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。

ウ 人の飲用水等の生活用水については、営農雑用水の水質として水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に定める基準を満たす必要がある場合において付随的に供給できるものとする。

(3) 農業集落排水施設整備事業

ア 農業集落内の排水路等の新設又は変更の事業で共同利用に係るものとする。

イ 当該施設を整備するに当たっては、深場、幅広水路、蛍ブロック、魚巢ブ

ロック、護岸・線形・植生の工夫等、生態系の保全及び修景に積極的に配慮した整備を実施できるものとする。

ウ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 4 条及び第 5 条に規定する 1 級河川及び 2 級河川に係る改良工事は、本事業の対象としないものとする。ただし、やむをえず 1 級河川又は 2 級河川につき工事を行う必要を生じた場合には、河川法上の所要の手続きを踏み、あらかじめ事業主体が河川管理者に協議して許可の見通しがたった後に計画するものとする。

エ 河川法の規定による準用河川に係る農業集落排水施設の整備を計画する場合には都道府県知事経由の段階において都道府県の河川管理担当部局と農林担当部局との間で、あらかじめ十分協議するものとする。

オ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条に規定する砂防指定地、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条及び第 4 条に規定する地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域（農林水産大臣が指定する区域を除く。）並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条に規定され急傾斜地崩壊危険区域に係る農業集落排水施設の整備を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。

（４）農業集落防災安全施設整備事業

（３）のオに掲げる区域に係る農業集落防災安全施設の整備を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。

（５）用地整備事業

次に掲げる施設に係る用地の整備の事業とする。

ア 農林水産省所管事業に係る助成又は融資の対象となっている施設であって、本事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供する用地

イ 地域住民の生活環境改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設及び行政施設等の施設であって、本事業の実施に併せて、整備されることが確実であるものの用に供する用地

ウ 過疎地域の自立的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「過疎法」という。）第 8 条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。）

エ 市町村老人福祉計画（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づく計画）等に基づく社会福祉施設の整備のため、修景施設を含め高齢者・障害者の利用に資するための整備を行う用地

オ 防災対策上必要な施設及び被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地

カ がけ地の崩壊、土石流、地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地（跡地も含む。）

（６）活性化施設整備事業

ア 農業・農村の活性化を図るための施設で、農業生産活動、農業生産基盤の維持管理や地域保全活動の拠点として交流、集会、実習、普及展示その他の文化活動等多目的に利用する施設及びこれらに附帯する駐車場、植生等の施設の整備の事業とする。

なお、新たに施設の整備を行う場合は、事業地区内の既存施設の活用や他事業との合築を検討した上で、必要最小限にとどめるものとする。

イ 活性化施設は地域に密着したものであり適正な利用計画に基づく施設規模のものとし、計画に当たっては関連事業との効率的な組み合わせを検討するものとする。特に、廃校等の有効活用できる施設が事業地区内にある場合には、当該施設を改築する等の工夫を積極的に行うものとする。

ウ 施設の主たる目的が農業生産活動、農業生産基盤の維持管理及び地域保全活動等の農業振興に関連するものとなるよう留意するものとする。

(7) 地域農業活動拠点施設整備事業

ア 建物については、事業地区内の既存施設の有効活用を基本とし、新たに整備を行う場合についても既存施設の改築や他事業との合築を基本とする。

施設の新設については、必要最小限に止めるものとする。

イ 建物の整備規模は、延床面積でおおむね 500 平方メートル以内とする。

ウ 建物の整備については、別に定める基準を満たすものとする。

エ 用地の整備については、廃校の校庭、公共施設跡地等の改修を原則とし、かつ、用地取得費は事業対象としないものとする。

オ 用地の整備の対象は、建物の整備と併せて行う場合にあっては敷地整備、駐車場、植樹、芝生等とし、用地の整備のみを行う場合にあっては整地、土留工、水飲場、便所、駐車場等とする。

(8) 集落環境管理施設整備事業

ア 整備する施設は、家畜排せつ物又は農産廃棄物等の処理・再利用等の施設及びこれらに附帯する施設（敷地整備、構内整備、取付道路整備等）とする。

イ 対象資源及び生成物の取扱いは次のとおりとする。

① 処理、再利用等の対象は、農産廃棄物、家畜ふん尿、集落排水汚泥、生ごみ等とする。

② 生ごみ又は家畜ふん尿を処理対象の過半とすることはできないこととする。

③ 有機性資源の処理、再利用等の施設とは、高速堆肥化処理施設その他の堆肥化処理関連施設（たい肥舎、たい肥の成分分析に係る機器、家畜ふん尿の処理利用に係る運搬等機械等）、ごみ燃料化施設（固形燃料化施設、炭化施設、ガス化施設等）等をいうものとする。

ウ 事業の実施により有機性地域資源等の循環利用等が行われ、持続的な農業の発展等に資するものとする。

エ 家畜排せつ物等をたい肥化する場合は、本事業を実施する市町村の農地（草地を除く）に、たい肥の過半を還元するものとする。

オ 家畜排せつ物又は農産廃棄物等の再利用等を行う場合には、関係者において循環利用に必要な体制を構築するものとする。

カ 有機性資源を取り扱う施設の整備に当たっては、大気の汚染、水質の汚濁、

騒音及び悪臭等の公害防止に十分留意するものとする。

(9) 交流施設基盤整備事業

- ア 農業振興活動及びこれに関連する都市交流の場として必要な多目的広場等の整備及びこれに附帯する施設（ベンチ、水飲み場、管理施設、便所、照明施設、植生、駐車場等）の整備を行う事業とする。
- イ 5に定める計画等と連携を図り事業を実施する場合にあっては、農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設等の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修を行うことができるものとする。

(10) 情報基盤施設整備事業

- ア 土地改良施設・集落排水施設等の維持管理に必要な遠隔監視システムの設置又は改造・更新及びこれに関係する情報の伝達に必要な通信線の整備とする。
- イ 防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、アに掲げる施設に附帯するものであって、住民及び関係機関の間で緊急時の情報伝達を行うために必要な装置の設置又は改造とする。

(11) 市民農園等整備事業

- ア 市民農園又は集落農園の開設のために必要な用地、農園道、かん水施設等の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地の整備を行うものとする。
- イ 附帯する施設の整備の対象は、整地、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、管理施設、便所、照明施設、駐車場等とする。
- ウ 保健休養施設の整備等高齢者・障害者の利用に資するための整備を実施できるものとする。

(12) 生態系保全施設等整備事業

- ア 農業施設が有すべき自然環境、生態系保全機能の増進を図るための施設とは、農村の自然環境を生物の生態系保全空間の拠点として整備するとともに、拠点をつなぐ生態系回廊として農業用排水路、集落排水路、農道、集落道等を生態系に配慮した工法により整備し、自然環境ネットワークの形成を図るものとする。
- イ 当該施設の整備に当たっては、リサイクルされた資源を利用した水質浄化のための農業用排水路、農業用ため池等の施設、用排水路における除塵施設、自然環境に配慮した農業用排水路及び農業用ため池等の施設の整備を実施できるものとする。
- ウ 修景施設とは、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、遊歩道等とする。

(13) 地域資源利活用施設整備事業

- ア 農村地域の地域資源とは、農村地域に現有する太陽熱、太陽光、風、水、温水、ガス等の自然エネルギー資源及び有機性資源とする。
- イ 施設の整備は次のとおりとする。
 - ① 農道、集落道等の機能を補完するための地域資源を利用した消雪施設等
 - ② 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設に地域資源

を供給する施設

- ③ ア及びイに付随して市町村、農業協同組合等が事業実施主体となって、地域住民の生活環境改善のために整備する教育施設、社会福祉施設等又は集落の活性化のために整備する地場産業振興施設、宿泊・交流施設、スポーツ・レクリエーション施設等に地域資源を供給する施設

なお、附帯する施設の整備は上記②の施設の敷地整備、構内整備、駐車場の整備、緑化等とする。

- ウ 温水、ガス等の地域資源発掘のためのボーリング事業は対象としないものとする。

(14) 施設補強整備事業

防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、地震等の災害に対し安全性の確保が必要な橋梁等の公共施設の補強を実施できるものとする。

(15) 施設環境整備事業

当該施設の整備にあっては、車いすでの利用を可能とするための改修等高齢者・障害者の利用に資するための建物の改修を行うものとする。

(16) 歴史的土壌改良施設保全整備事業

運用別表区分の欄2の事業種類の欄(16)の「緊急に必要な補強工事及びこれと一体的に整備する施設の整備」とは、次の施設の整備を行うものとする。

- ア 当該施設に関連する資料の収集・保管庫
- イ 管理道及び駐車場

(17) 施設集約整備事業

以下に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- ア 撤去を行う施設の所有者が、運用第2に定める団体であること。
- イ 撤去を行う施設の存する市町村が定める再編計画に基づいて実施される撤去であること。
- ウ 撤去を行う農業農村施設の機能が、他施設に集約されること。
- エ 撤去された農業農村施設の跡地において、農業生産活動、農業生産基盤の維持管理又は地域保全活動等を目的とした利用が行われる見込みであること。
- オ 施設の撤去跡地の整備の対象が、整地、土留め工等であること。

(18) 集落土地基盤整備事業

- ア 非農用地捻出に必要な範囲内において農振白地農用地（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域（以下この別紙において「農用地区域」という。）以外の区域の農用地をいう。）についてその性格にかんがみ農用地区域内農用地の整備水準との差をできる限り設けて行うもの。
- イ アと一体的に整備することが重要な農用地区域内の農用地を対象とするもの。

3 保全管理等事業

(1) 運用の別表の事業内容のうち「耕作放棄地等に係る土地」とは、耕作放棄地等を従前の土地として非農用地区域内に換地された土地（保全管理区域内に換地されたものに限る。）、区画整理により創設された非農用地（耕作放棄地等を不換地又は特別減歩とし、それに見合う創設換地に係るものであって、保全管理区域内に創設されるものに限る。）又は保全管理区域内における耕作放棄地等とする。

(2) 附帯事業

本事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の移転については、移転後の施設配置計画の構想が施設の集団化及び土地利用の秩序化に資するものであること。

(3) 用地整備事業

ア 運用の別表の事業内容のうち「農業近代化施設、公用・公共用施設」とは、次に掲げる施設とする。

- ① 農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設
- ② 地方公共団体が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善及び地域の活性化に資するために設置する公用・公共施設

イ 耕作放棄地等に係る土地を森林等として利活用するために必要な用地の整備とは、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置等とする。ただし、地拵え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係わるものを除く。

(4) 市民農園等整備事業

整備の対象は、市民農園開設のため必要な農用地（これと一体的に整備する必要のある周辺農用地を含む）、農園道、かん水施設及びこれに附帯する施設等（整地、植生、ベンチ、水飲場、管理施設、便所、照明施設、駐車場等）とする。

(5) 生態系保全施設整備事業

運用の別表の事業内容に掲げる施設の整備内容は、次のとおりとする。

ア 「自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設」とは、石積み、瀬・淵、そだ、捨て石、柵工、動植物保全施設（導水路横断工、透水性道路工等）、動物保育施設（蛍ブロック、魚巢ブロック、巣箱、植樹帯等）、緩傾斜護岸、植生、湿地保全等とする。

イ 「附帯する施設」とは、整備した施設の保全・管理上必要な施設（巡回・管理用道路、安全施設、案内施設等）等とする。

(6) 遊水池整備事業

整備として行う工事は、掘削、護岸工、流入・流出工等とする。

運用の別表のうち、「附帯する施設」とは、管理施設、安全施設、修景施設等とする。

4 農業生産基盤整備附帯事業

埋蔵文化財調査事業の対象は、運用別表区分の欄1の事業種類の欄(3)、(4)、(6)及び(7)又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる運用別表区分の欄1の事業種類の欄(1)、(2)及び(5)の区域で行う埋蔵文化財調査とする。

5 特認事業

(1) 中山間地域総合整備型及び運用第3の2の(5)による事業の場合

地域の農業生産条件及び農村生活環境の改善又は農業・農村の活性化に資する施設等で、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）が特に必要と認める事業及び農村の総合的な振興を図る上で必要なものであって、都道府県の調整を踏まえ、農村振興の観点から地方農政局長等が特に必要と認める事業とし、特に緊急度が高く事業効果が顕著であると認められる農作業準備休憩施設等の整備を行うものとする。

(2) 農地環境整備型の場合

耕作放棄地等の利活用を図ることが地域の農業生産条件の改善に資する等、特に緊急度が高く事業効果が顕著であると認められる次に掲げる事業とする。

ア 3の(3)から(6)までのもの以外のものであって地方農政局長等が特に認める事業

イ 実施要綱第2の1の(2)の①のアの(オ)に掲げる農業用水保全の森づくり事業に係る運用の第2の2の事業

6 2の(9)のイの計画等とは、次のとおりとする。

(1) 国土保全緊急支援プロジェクト整備計画（国土保全対策プロジェクト事業実施要領（平成10年12月11日付け10構改D第696号）第2に基づく計画をいう。）

(2) 農山漁村高齢者ビジョン（農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領（平成7年4月1日付け7農蚕第1840号農林水産事務次官依命通知）別表1の4の(3)のイに基づく市町村農山漁村地域高齢化ビジョンをいう。）

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、上記に準ずる地方公共団体が策定した計画

7 運用第1の3の「耕作放棄地」とは、おおむね過去2年以上作物が栽培されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されると見込めない農地をいう。

第2 実施要件

1 集落基盤再編型の農村生活環境整備事業のみ実施する場合にあっては、周辺農用地の整備が完了している又は近い将来、周辺農用地の整備が完了することが見込まれる事業計画区域であること。

2 運用第3の2の(5)、第3の3及び第3の4の(1)の「自然的、経済的、

社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域」及び「別に定める要件を満たす地域」とは、次のとおりとする。

(1) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域

ア 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村

- ① 過疎法第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)
- ② 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- ③ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の指定に基づき規定された離島振興対策実施地域
- ④ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- ⑤ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
- ⑥ 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

イ 運用第3の2の(5)及び第3の3においては、アに準ずる地域であり、次のいずれかに該当する地方農政局長等が特に必要と認める市町村

- ① アに掲げる各地域の要件を総合的に勘案して、それらと同等の自然的、社会的、経済的条件を有すると地方農政局長等が認める市町村。なお、この場合において、自然的条件については、市町村単位で判断して、(2)に規定する林野率及び農用地の主傾斜の要件と同等であると認められる場合も含めることができるものとする。
- ② 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)別表第1の第11号に定める指定地域を区域とするか、又は区域として含む市町村。

ウ 運用第3の4の(1)においては、今後とも営農の継続が見込まれるものの、耕作放棄地の増大のおそれがある地域であって、アに掲げる各地域の要件を総合的に勘案して、それらと同様に自然的、経済的、社会的条件を有すると地方農政局長等が認める市町村

(2) 別に定める要件を満たす地域

運用第3の2の(5)及び第3の3においては、次のア～オの要件を満たす地域とし、さらに、中山間地域総合整備型の集落型事業及び広域連携型事業のうち農業生産基盤整備事業を実施する地域にあつては林野率が50パーセント

以上であり、かつ、主傾斜がおおむね 100 分の 1 以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の 50 パーセント以上を占める地域とする。

ア 市町村において地域活性化の重点地区として位置付けられ、又は位置付けられることが見込まれる地域であること。

イ 農業生産基盤、農村生活環境等の整備が立ち遅れている地域であること。ただし、運用第 3 の 2 の（５）のウによる事業及び中山間地域総合整備型の集落型事業のうち生活環境型事業にあつては、農業生産基盤の整備をおおむね完了している又は近い将来農業生産基盤の整備をおおむね完了することが見込まれている地域であつて、かつ、農村生活環境等の整備が立ち遅れている地域であること。

ウ 地域資源の効率的な利用が図られるなど、地域の特性を生かした農業の展開により農業収益の向上が見込まれる地域であること。

エ 農業生産活動を通じて国土・環境保全機能を維持していく必要がある地域であること。

オ 活性化について集落内及び集落間の協調が図られ、そのための推進組織が設立され、又は設立されることが見込まれる地域であること。

3 運用第 3 の 3 の（１）のエの中山間地域広域連携整備促進計画に位置付けられた広域連携型事業とは、運用第 5 の 1 に定める計画概要表等の提出時点において、中山間地域広域連携整備促進対策事業実施要綱（平成 8 年 5 月 10 日付け 8 構改 D 第 182 号農林水産事務次官依命通知）の第 6 に定めるところにより認定を受けた中山間地域広域連携整備促進計画に係る広域連携型事業をいう。

4 運用第 3 の 3 の（１）のエの中山間・都市ふれあいの郷づくり連携計画に位置付けられた広域連携型事業とは、運用第 5 の 1 に定める計画概要表等の提出時点において、中山間・都市ふれあいの郷づくり連携対策事業実施要綱（平成 9 年 4 月 1 日付け 9 構改 D 第 136 号農林水産事務次官依命通知）の第 4 に定めるところにより認定を受けた中山間・都市ふれあいの郷づくり連携計画に係る広域連携型事業をいう。

5 運用第 3 の 3 の（３）及び第 3 の 4 の（２）の「別に定める要件」とは、次のいずれかとする。

（１）共通事項

事業内容が、水利用に関する調整、ため池等の基幹的施設の整備、傾斜地における棚田整備等の低コスト工法の導入、地域の環境及び国土の保全等について高度な技術的判断を必要とすること。

（２）中山間地域総合整備型の場合

事業内容が、リゾート、観光、農村工業等導入等に関する広域的な計画と関連しており、事業の効率的な実施、効果の発現等の観点からこれらの計画及びこれらの計画に基づく事業との調整を必要とすること。

（３）農地環境整備型の場合

ア 地域の実情を勘案して、緊急性を要すること。

イ 市町村長の要請により、当該市町村の行財政事情等を勘案して、都道府県が事業実施主体となることが適当と認められること。

第3 計画の作成

- 1 実施地域の選定及び事業計画の作成に当たっては、以下の事項に留意するものとする。
 - (1) 運用第3の2の(5)による事業及び中山間地域総合整備型の集落型事業の事業実施地域は、農業生産活動、地域活動等の組織的つながりから判断して、本事業の総合的、効果的实施等が見込まれる一体的集落を単位とする地域とし、中山間地域総合整備型の広域連携型事業の事業実施地域は、土地利用や役割分担等により連携した一体的な構想の下で事業の実施が可能な市町村全域から複数市町村までにまたがる広域的な地域とする。
 - (2) 関連する既存の他の事業（以下この別紙において「関連事業」という。）の実施地域において本事業を計画する場合は、両事業の間の趣旨、計画の整合性等に留意した上で関連事業との連携及びこれら事業の円滑な実施に努めるものとする。
 - (3) 運用別表区分の欄1の事業種類の欄に掲げる事業のうち、事業規模等から他の都道府県営事業で単独に実施したほうが適切であると判断されるものについては、関連事業として計画し、本事業との一体的効果発現に努めるものとする。
 - (4) 農用地再編パイロット事業等の国営土地改良事業を調査又は計画中の市町村にあっては、本事業を効率的に組み合わせて実施するよう配慮するものとする。
 - (5) 本事業で実施する農業生産基盤整備事業の計画及び設計に当たっては、極力地元関係者の創意工夫を反映させるとともに、地域の条件に適合した工法等を採用し事業の経済的施行に努めるものとする。
 - (6) 中山間地域の国土保全機能の維持及び良好な自然景観の保全に配慮した事業の弾力的な実施に努めるものとする。
 - (7) 農業生産基盤整備事業の団地構成及び施設配置は、地域の地形等の立地条件、国土保全機能等を勘案し弾力的に設定することができるものとする。
ただし、各事業種類別の実施範囲及び規模は、複数の受益者のまとまりのある受益地を対象として決定することとする。
 - (8) 本事業による施設の設置は、その管理者、維持管理方法及び費用の負担方法を明らかにし、関係者の同意を得た上で着手するものとする。
 - (9) 中山間地域総合整備型の広域連携型事業と一体的な構想の下で整備する地方単独事業等による施設のうち、複数市町村が連携して活用する施設については、

単独市町村の施設とせず、県営の施設として実施できるよう努めることとする。

(10) 事業実施主体は、事業計画の作成に当たって必要がある場合には、本事業により整備される施設の予定管理者と協議調整を図るものとする。

(11) 本事業により整備される施設の維持管理が適正に行われると認められ、必要に応じて予定施設管理者の同意が得られていること。ただし、実施計画策定型にあっては、この限りではない。

(12) 事業の規模が適正に計画されており、円滑な実施が見込まれること。

(13) 事業の実施について、地元関係者等の意欲が高いこと。

(14) 地域の実情に即し、等高線区画のほ場整備等を効果的に実施するものであること。

2 事業実施主体は、本事業を実施するに当たって必要があるときは、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）その他の法令による所要の手続を経るものとする。
「所要の手続」とは、例えば土地改良事業の計画概要の公告、法第 3 条に規定する資格を有する者の同意徴収、土地改良区を設立する場合にあってはその認可申請、換地を伴う場合にあっては換地計画の決定手続などとする。

なお、土地改良事業の計画概要は、集落基盤再編型（運用第 3 の 2 の（5）による事業を除く。）は別記様式第 2 号その 1、運用第 3 の 2 の（5）による事業、中山間地域総合整備型及び農地環境整備型は別記様式第 2 号その 2 とすることが出来るものとする。

3 運用第 3 の 2 の（5）による事業及び中山間地域総合整備型にあっては、土地改良法に基づく土地改良事業を実施する場合には、事業計画と併せて、特定地域土地改良整備計画（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 50 条第 6 項に規定する計画をいう。）を別記様式第 9 号により作成するものとする。

4 運用第 4 の 1 の（1）の活性化構想については、次のとおりとする。

（1）「活性化の基本方向」とは、農業生産条件の改善等、地域の活性化のための基本的な方策とする。

（2）「土地状況に応じた整備の基本方向」とは、地域の地形、営農形態、農用地の管理保全状況、非農業的土地利用の状況等の地域の特色を生かした、秩序ある土地利用計画に基づく整備の方策とする。

（3）「活性化の推進方策」とは、関連組織の活動、施設等の管理運営等、地域の活性化のための具体的な方策とする。

（4）活性化構想は、別記様式第 10 号により作成するものとする。

5 運用第4の1の(2)の整備計画については、次のとおりとする。

(1) 整備計画は、別記様式第11号により市町村長が作成するものとする。

(2) 整備計画は、次に掲げるすべての要件を満たす地域に含まれる集落（複数の集落の場合にあつては連続する集落）の区域内を対象として作成するものとする。

ア 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であること。

イ 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）であること。

ウ 営農を継続し農業生産性の向上を図る見込みのある農地に耕作放棄地等が介在する地域であること。

(3) 整備計画においては、区域の設定、整備の方向等に関する基本的な事項を定めるものとする。なお、区域の設定は、生産区域と保全管理区域とに区分して設定するものとする。

(4) 市町村長は、整備計画を作成しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律第8条及び第9条に規定する農業振興地域整備計画の達成に努めるとともに、その他の地域計画との調和に配慮するものとする。また、地権者及び土地改良区、農業委員会、農用地利用改善団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項の市町村の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。以下この別紙において同じ。）その他土地利用の調整に密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。

(5) 市町村長は、整備計画を作成したときは、整備計画書を添付して、別記様式第12号により整備計画承認申請書を都道府県知事に提出するものとする。

(6) 都道府県知事は、前項の規定による申請を審査し、整備計画が次の要件のすべてに該当するときは当該整備計画を承認し、別記様式第13号によりその旨を市町村長に通知するものとする。

ア 当該整備計画により整備することが耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全に資すると認められること。

イ 当該整備計画が優良農地の保全に資すると認められること。

ウ 当該整備計画が地権者その他土地利用の調整に関係する団体の意向を反映したものであり、当該整備計画に定められた事業が円滑に推進されると見込まれること。

(7) 整備計画の変更を行うときは、(1)から(6)までの規定を準用するものとする。

(8) 整備計画は、次の観点に即して作成するものとする。

ア 区域の設定

- ① 生産区域及び保全管理区域の設定については、地権者等の意向に基づいて行うものとする。
- ② これら区域の設定に当たっては、優良農地の確保を図る観点から、地権者及び土地改良区、農業委員会、農用地利用改善団体その他土地利用の調整に密接な関係を有する団体の協力を得て、その円滑な推進に努めるものとする。

イ 整備の方向

- ① 生産区域
農業の生産に係る土地の生産性の向上を目的とした整備方向を定めるものとする。
- ② 保全管理区域
耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全等の視点に立脚した施設等の整備方向を定めるものとする。

- 6 運用第4の3においては、農村活性化土地利用構想（「農村地域活性化のための土地利用調整の円滑化について」（平成元年3月30日付け元構改C第59号農林水産事務次官依命通達）第2の1の農村活性化土地利用構想をいう。）についても配慮するとともに、中山間地域総合整備型の集落型事業のうち一般型事業及び生産基盤型事業において、災害復旧に関する工事に伴い副次的に発生する土石を利用するものにあつては、利用する土石を発生させる工事の事業主体との間で土石の取扱い等に関し、本事業と当該災害復旧工事との間の施行区分及び費用負担について十分調整を図るものとする。

第4 事業の実施

- 1 運用第5の1の計画概要表等は、集落基盤再編型及び中山間地域総合整備型については別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第3号、農地環境整備型については別記様式第2号によるものとする。ただし、運用別表区分の欄2の事業種類の欄（17）に掲げる事業を実施する場合は、これらに加え、別記様式第8号によるものとする。
- 2 運用第5の1により計画概要表等を提出する場合には、あらかじめ必要に応じて予定施設管理者の同意を得ておくものとする。
- 3 運用第5の3及び第5の4の農業農村基盤整備実施計画地区概要表の提出は別記様式第6号によるものとし、運用第5の5の経営体育成促進換地等調整調書の提出は別記様式第7号によるものとする。
- 4 第1の1の（2）により点検診断を実施した場合には、点検診断結果及びこれに基づく検討内容等をまとめた個別施設計画を作成するものとする。
- 5 運用第3の3の（1）のアの②及び第3の4の（1）のアの③の「別に定める要件を満たす地域」とは、事業完了後、次に掲げる報告を行うことが予定されて

いる地域とする。

(1) 事業完了後の経過報告

事業実施主体は、完了年度の翌年度及び完了年度の5年後の年度に、「整備計画」を踏まえ、計画地目に対する現況を調査し、翌年度の6月末日までに生産区域現況地目調査報告書（別記様式第14号）により、県営事業においては地方農政局長等に、市町村営事業においては都道府県知事を経由して地方農政局長等に現況を報告すること。

(2) 改善計画の策定

(1)の結果、都道府県知事が第3の5の(6)のA及びイの要件に該当していないと判断される場合には、事業実施主体は、改善計画を策定し、関係機関との連携により改善を図ること。

6 運用第3の4の(1)のイの③の「別に定める基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地」とは、以下に掲げるいずれかに該当するものとし、別記様式第15号及び第16号に必要事項を記載の上、第3の5の(5)の整備計画承認申請書等と併せて提出するものとする。

(1) 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者(以下この別紙において「農地所有者等」という。)によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響防止等の観点から土地管理が行われている農地

(2) 現に耕作の目的に供されている農地であって、計画概要表等の提出時において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を止めることが見込まれる農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に替わる者によって耕作が行われる見込みのない農地

7 6の要件を満たすかどうかは、農地所有者等自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、都道府県知事が判断するものとする。

8 運用第3の4の(1)のイの④の「別に定める要件を満たす地域」とは、事業終了後の耕作放棄地の活用を担保するため、計画概要表等の提出時において次に掲げるすべての措置を講じることが予定されている地域とする。

(1) 事業完了後の経過報告

都道府県知事は、緊急耕作放棄地特別対策型事業の完了年度及び完了年度の5年後の年度に、「整備計画」を踏まえて耕作放棄地の活用及び保全管理状況を調査し、翌年度の6月末日までに、耕作放棄地活用及び保全管理状況評価報告書（別記様式第17号）により、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に事業の達成状況について報告すること。

(2) 改善計画の策定

(1)の結果、耕作放棄地が活用又は保全管理されていなかった場合には、都道府県は、耕作放棄地活用増進のための改善計画を策定し、市町村及び関係機関との連携により確実に耕作放棄地の活用増進を図られること。

第5 計画の変更等

1 運用第6の1の「事業計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。

(1) 運用別表事業種類の欄に掲げる事業の新設又は廃止

(2) 総事業費の変動であつて、物価又は労賃の変動によるものを除く10パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であつて、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

(3) その他主要工事の著しい変更

2 運用第6の1及び2による事業計画等変更手続報告書の提出は、別記様式第4号によるものとする。

第6 事業の達成状況報告等

運用第7の1による達成状況報告は、別記様式第5号によるものとする。

第7 指導推進

1 運用第8の2の「その他所要の措置」とは、事業計画の対象地域において、本事業を補完して活性化を促進するための各種事業の優先実施等の措置を含むものとする。

2 都道府県及び市町村は、事業計画の作成、事業の実施及び造成施設の維持管理に当たってその円滑な実施を図るため、事業の啓蒙、普及、指導、助言及び技術的援助を行う組織活動を推進するものとする。

第8 助成

運用第9の1の助成の対象となる経費は次のとおりとする。

1 本事業の実施に要する経費

① 工事費

ア 純工事費

イ 測量設計費

ウ 船舶機械器具費

エ 用地費及び補償費

オ 換地費

② 交換分合事業費

③ 計画策定事業費（実施計画策定型の計画策定事業に限る。）

ア 調査旅費

- イ 諸謝金
- ウ 補償費
- エ 請負費
- オ 委託費

- ④ 経営体育成促進換地等調整に要する経費（実施計画策定型の経営体育成促進換地等調整に限る。）

2 1の②の交換分合事業費とは、交換分合事業実施主体が要する事業費とする。

第9 その他

運用第4の1の（3）の「基本計画に準ずる計画」とは、次の事項が検討されている計画とする。

- 1 計画にかかる地域の情勢と診断
 - （1）地域の情勢
 - （2）地域の診断
- 2 計画に係る地域の将来像
 - （1）地域の将来の望ましい姿
 - （2）農村振興のテーマ
 - （3）農村振興の目標
- 3 農村振興に関する施策の基本方針
 - （1）計画に係る地域の将来像の実現のために必要な施策
 - （2）推進プログラム
 - （3）地域住民等の参加の方針
- 4 その他農村の振興に関連する事項

〇 〇 計 画 概 要 書

(1) 計画に係る地域の情勢と診断

① 地域の情勢

② 地域の診断

(2) 計画に係る地域の将来像

① 地域の将来の望ましい姿

② 農村振興のテーマ

③ 農村振興の目標

(3) 農村振興に関する施策の基本方針

① 計画に係る地域の将来像の実現のために必要な施策

② 推進プログラム

③ 地域住民等の参加の方針

(4) その他農村の振興に関連する事項

別記様式第2号 その1

令和〇〇年度 農村集落再編・整備 事業計画概要表（集落基盤再編型）

都道府県名				地区名				所在地				地域指定	農振計画	地域指定	整備計画	①現況農用地等面積	②農用地区域農用地等面積	②/①			
面積	地目 区分		水田	畑	樹園地	採草放牧地	農用地計	宅地等	山林原野	その他	合計		年月日	年月日	ha	ha	%				
			計画区域													都市計画	区域指定	年月日	線引き	年月日	
	事業計画区域		現況												その他計画	振興山村	過疎	その他			
		計画												年月日	年月日	年月	年月				
事業別面積	地目 区分		水田	畑	樹園地	採草放牧地	計						事業名	事業量	単価	事業費	主要工事諸元				
			ha	ha	ha	ha	ha						千円								
	(1) ほ場整備												合 計								
	(2) 農業用排水施設整備																				
	(3) 農道整備																				
	(4) 農用地開発																				
	(5) 農用地の改良又は保全																				
内 訳																					
農業の概況	人口、戸数		総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	農家戸数の内訳			費用負担等	事業名	負担区分					受益戸数	対象人口	事業主体	管理主体	
			専業	1種兼業	2種兼業	%	%	%	%			%									
			実数	人	人								戸	戸	戸	戸					戸
	構成比		100		100																
	集 落		総集落数	集 落 の 内 訳				集落当たり平均		工事の着手時期及び完了予定時期	年度～ 年度										
			密居	集居	散居	散在	農家戸数	農家人口	%		%	%	%	%	戸	人					
			実数	集落	集落	集落	集落	集落											戸	人	
	構成比		100																		
	土地基盤整備状況		ほ 場 整 備				道 路 整 備			関連事業	事業名	工 期	受益面積	総事業費	進 捗 率	本事業との関連					
			30a未満	30a以上	未整備	計	総延長	整備済	未整備			ha	千円	%							
			実数	ha	ha	ha	ha	m	m			m									
	構成比					100	100														
農業地域類型		戸当たり平均農用地面積	主 要 作 物			農家所得基準			法 手 続	事 業 名		公 告 年 月 日		申 請 年 月 日							
	ha/戸					千円	千円	千円				年 月 日		年 月 日							

（注）整備される施設の管理を委託する場合には、予定管理方法を添付すること。

令和〇〇年度 農村集落基盤再編・整備 事業計画概要表（中山間地域総合整備型・農地環境整備型）

※1：耕作放棄地となるおそれがある農地 ※2：中山間地域総合整備型においては集落型事業のうち一般型事業において保全管理等事業を実施する場合以外は記載不要
※3：農地環境整備型においては記載不要

地 域 活 性 化 構 想			
活 性 化 の 基 本 方 向	地 域 の 設 定		
	活	キャッチフレーズ	
	性 化 の 基 本 構 想		
	整 備 構 想		

※：農地環境整備型においては記載不要

広 域 総 合 整 備 計 画			
関係市町村名		全 体 の 活 性 化 構 想 に お け る 関 係 市 町 村 の 活 性 化 構 想 の 位 置 づ け	
広域連携事業の地域活性化構想に基づいた総合整備計画	連 携 の 方 策		
	役 割 分 担		
	整 備 施 設 の 利 用	中 山 間 事 業	
	管 理 計 画	地 方 単 独 事 業	

※：農地環境整備型においては記載不要

土地状況に応じた整備の基本方向	土地利用目的		整備の基本方向					
	生産	生産性向上						
		付加価値向上						
	生活	生活環境改善						
		公共用地等創設						
	地域防災安全							
	資源利活用							
	その他							
活性化の推進方策								
関連事業の概要	事業名		事業主体	所管等	工期	事業種目	事業量	進捗率(%)

※：農地環境整備型においては記載不要

農村集落基盤再編・整備 一般計画図

一般計画図	位置図												
	S = 1 :												
<table border="1"><tr><td colspan="2">凡 例</td></tr><tr><td>ほ場整備</td><td></td></tr><tr><td>農業用排水施設整備</td><td></td></tr><tr><td>・ ・ ・</td><td></td></tr><tr><td>農業集落排水施設整備</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		凡 例		ほ場整備		農業用排水施設整備		・ ・ ・		農業集落排水施設整備			
凡 例													
ほ場整備													
農業用排水施設整備													
・ ・ ・													
農業集落排水施設整備													

事業計画概要表の記載要領

項 目	記 載 要 領
都道府県名 地 区 名 所 在 地	北海道の場合は総合振興局・振興局名も記入する。 ふりがなをつける。 町村の場合は郡名から記入し、大字〇〇、〇〇集落まで記入する。地区名と同様にふりがなをつける。
面 積 計 画 区 域 事業計画区域 地 目	表示単位はヘクタールまでとする。（小数点以下四捨五入。以下同じ。） 事業計画に定める区域をいう。 本事業で対応する各事業の対象区域をいう。 (1) 地目のうち宅地等とは、農業施設用地、公共施設用地（道水路、鉄道等の用地は除く）、公園緑地及び宅地等の面積をいう。 (2) 地目のうちその他とは、道水道、鉄道等の用地、湖沼荒地等をいう。 (3) 宅地等、山林原野、その他のうち換地対象、創設換地、（あるいは共同減歩の対象）となった地積は（ ）書きする。
事業別面積	(1) ほ場整備等で非農用地を創設する場合、計の欄の上に（ ）書きでその面積を記入する。 (2) 区分欄の内訳は、各事業別面積の合計ではなく、土地改良事業実施区域の面積を記入する。
農業の概況	(1) 最近年における農業センサス等を基礎に該当欄に実数と構成割合を記入する。 (2) 数値は原則として計画区域について全体値を記入するが、事業計画区域と大幅に異なる場合には、これを（ ）書きで併記する。 (3) 「農家所得水準」は、事業計画区域内の標準農家の農家所得額を農家経済調査及び市町村の所得推計等を参考に記入する。 (4) 道路整備は1、2級市町村道以下とし、整備済は、舗装済とする。
地 域 指 定 そ の 他	事業計画区域を含む市町村の各種地域指定の状況を記入する。 「その他」には、振興山村、野菜指定産地、果樹濃密生産団地等の指定状況を記入する。
事 業 費	ほ場整備、農業用排水施設整備、営農飲雑用水等各事業種毎に記入する。
費用負担等負担区分	(1) 各工種毎に内訳金額を記入し、上段（ ）に％を併記する。 (2) 負担区分のうち「その他」は農協、農業者をもって構成する法人等の団体をいう。
対 象 人 口	営農飲雑用水の対象人口を記入する。
関 連 事 業 事 業 名	当該地区に関連する土地改良事業、構造改善事業等について記入する。 本事業と直接関連する事業を、国、県、団体営別と事業の種類を記入する。
受 益 面 積	本事業と重複する場合、重複する分を（ ）書きで上段に併記する。
法 手 続	土地改良法の規定による土地改良事業計画の概要等の公告、事業施行の認可申請等について記入する。
備 考	前項までに記載されない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を簡潔に記載する。
一般計画図	原則として2万5千分の1の地形図の大きさを原則とするが、地域の広がりや考慮して作成する。

別記様式第3号

事業計画概要書

第1章 目的

第2章 目標及び指標

第3章 地域の所在及び現況

- (1) 地域 (2) 地積 (3) 地形 (4) 地質、土壌
- (5) 気象 (6) 水利状況 (7) 農地状況 (8) 営農状況
- (9) 交通状況 (10) 集落状況 (11) 施設状況

第4章 基本計画

一般計画の概要

- (1) 営農計画の概要 (2) 農業用排水計画の概要
- (3) 農道計画の概要 (4) ほ場整備計画の概要
- (5) 農用地開発計画の概要 (6) 農地防災計画の概要
- (7) 客土、暗渠排水その他農用地の改良又は保全計画の概要
- (8) 主要な関連事業計画の概要

第5章 管理要領

第6章 換地計画の要領

- (1) 換地計画樹立の必要性 (2) 換地計画樹立の基本方針

第7章 費用の概要

第8章 効用

第9章 本事業で実施する農村生活環境整備事業等との関係

第10章 他事業との関係

第11章 計画概要図

事業計画概要書の記載要領

項 目	内 容			記 載 要 領							
第 1 章 目的				施行しようとする事業の目的を具体的に記入する。							
第 2 章 目標及び指標				農業生産活動の活性化に関する目標及び指標、農村生活環境の向上に関する目標及び指標を記載する。							
第 3 章 地域の所在及び現況				(1) 地域 ○○県○○郡○○町大字○○まで記入、あわせて、地域の状況を記載する。 (2) 地積 地域の現況と計画面積を計画区域と土地改良事業受益区域別に記載する。							
					水 田	畑	樹園地	採 草 放牧地	農用地 計	山 林 原 野	その他
	現 況	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	計 画	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
				(注) 1. 土地改良受益面積を下段に計画区域の面積を上段()に記載する。 2. その他とは、宅地、公共施設用地（例えば道水路、鉄道、公園等の用地、湖沼、荒地等をいう。）面積を記載する。							
	(3) 地形			事業計画区域の標高、河川状況等を記載する。							
	(4) 地質、土壌			地質、土壌の種類、分布状況及びその特性等を記載する。							
	(5) 気象			気候、気温、降雨等を中心にその数値、特性等のかんがい期を考慮し記載する。							
	(6) 水利状況			地域の主な水源、取水方法、水利施設整備状況等を記載する。							
	(7) 農地状況			農地の区画形状、規模、整備状況ならびに改良必要性の有無を記載する。							
第 4 章 基本計画	(8) 営農状況			地域の経営形態、経営規模、農業就業構造及び生産体制等を記載する。							
	(9) 交通状況			市町村道、農道等の道路網、舗装率等整備状況を記載する。							
	(10) 集落状況			集落の形態、排水施設、水道等の普及状況ならびに道路の状況等を記載する。							
	(11) 施設状況			営農施設、公共施設等の整備状況等を記載する。							
	一般計画の概要			事業計画の内容及び事業の必要性を要約して説明する。							
	(1) 営農計画の概要			事業計画区域の主要作目、営農類型、生産流通体系及びこれらの営農のために整備を必要とする施設等について記載する。							
	(2) 農業用排水計画の概要			かんがい、排水等に関する主要施設の名称、位置、規模、数量ならびにこれに関する支線用排水路等の配置、規模、延長等の概要を記載する。							

第 5 章 管理要領	(3) 農道計画の概要	幹・支線農道の配置、延長、舗装等の概要、地域の主要幹線道路等の接続ならびに生産流通条件等との関係について記載する。					
	(4) ほ場整備計画の概要	面積、標準計画、ほ場内道水路等の考え方ならびに導入作物等について記載する。					
	(5) 農用地開発計画の概要	造成面積、造成方法、標準区画、道水路等の数量、規模、配置等を記載する。					
	(6) 農地保全または農地改良計画の概要	排水工、侵食崩壊防止工、防風防災林等の数量、規模、配置等を記載する。					
	(7) 主要関連事業計画の概要	本事業で計画する生産基盤と一体的に整備する生活環境基盤等についての計画概要を記載する。					
第 6 章 換地計画の要領	(1) 換地計画樹立の必要性	ほ場整備事業等により、権利関係の改編整備を図る可能性について記載する。					
	(2) 換地計画樹立の基本方針	従前地の地積の基準、農用地集団化の方法、創設換地等の換地方針、土地の評価、清算の方法等について記載する。					
第 7 章 費用の概算	本事業で実施する土地改良事業ごとにそれぞれ事業費（純工事費＋諸経費）を別々に記載する。						
第 8 章 効用							
		効果名 事業名					費用便益比
			千円	千円	千円	千円	千円
第 9 章 本事業で実施する農村生活環境整備事業等との関係					各事業種類ならびにこれらの全体事業費を記載する。		
第 10 章 他事業との関係					当該事業に関連する土地改良事業、構造改善事業等（完了及び実施中）の概要ならびに本事業との関連性等を記載する。		
		事業名	工期	受益面積	事業費	進捗率	本事業との関連性
				ha	千円	%	
第 11 章 計画概要図					2 万 5 千分の 1 以上の地形図に各土地改良事業ごとの施行地域が明らかになるように記入する。		

別記様式第 4 号

事業計画等変更手続報告書

番 号
年月日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

都道府県知事

〇〇地区の事業計画の変更を別紙の内容で行ったので、報告する。

(別記様式第 4 号の別紙)

地 区 名		局 名		所在地	
事 業 名					
事業の経緯	着工年度	完了予定年度	○年までの進捗率（事業費ベース）		
項 目	現 計 画	変更計画	増△減	備 考	
事 業 費					
投資効率					
所得償還率					
工 期					
変更の要旨					
変更項目 及び要件	項 目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

達成状況報告書

番 号
年月日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

事業実施主体名

集落基盤再編型〇〇地区は事業完了から 5 年度が経過したことから、実施要領別紙 4－1 運用 1 第 7 に基づき、下記のとおり、本事業実施による目標の達成状況を報告します。

記

1 目標の達成状況

都道府県名		市町村名		地区名	
農業生産活動の活性化に関する目標及び指標 ※1					
計 画：					
達成状況：					
都道府県名		市町村名		地区名	
農村の生活環境の向上に関する目標及び指標 ※2					
計 画：					
達成状況：					

2 目標及びその達成を確認する資料 ※3

(注) (1) 平成 17 年度以前に採択された地区については、「農業生産活動の活性化に資する目標及び指標」※1 及び「農村の生活環境の向上に関する目標及び指標」※2 には、農村振興基本計画の目標とその達成状況を記入するものとする。
(2) 「目標及びその達成を確認する資料」※3 については、目標及び目標の達成の成否を判断するための指標の達成状況が確認できる資料を添付すること。

別記様式第 6 号

農業農村基盤整備実施計画地区概要表の提出

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

都道府県知事

〇〇地区について、農山漁村地域整備交付金実施要綱第 7 の 2 及び実施要領別紙 4－1 運用 1 第 5 の 3〔第 5 の 4〕に基づき、下記の資料を添付して提出します。

記

1. 地区名
2. 予定事業名
3. 地区概要表（様式 1）

別記様式第 7 号

経営体育成促進換地等調整調書の提出

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿

都道府県知事

〇〇地区について、農山漁村地域整備交付金実施要綱第 7 の 2 及び実施要領別紙 4－1 運用 1 第 5 の 5 に基づき、下記の資料を添付して提出します。

記

1. 地区名
2. 予定事業名
3. 経営体育成促進換地等調整調書（様式 2）

様式 1

農業農村基盤整備実施計画地区概要表

地 区 名			都道府県 名		計画主体		計 画 構 想	
所 在 地					調 査 費			
調査目的								
地域の現況								
調 査 及 び 調 査 費	調 査 項 目		数 量	調 査 費（千円）			概 要 図	
				国 費	県 費	市町村費他		

様式 2

経営体育成促進換地等調整調書

都道府 県 名	地区名	所 在	経営体育成促進 換地等調整対象 面 積	実 施 年 度	実 施 機 関 名	左のスタッフの 換地士資格の有無	業 務 内 容		換地を伴う土地改良事業の内容（予定）							備 考
							1 年 度	2 年 度	事業計画 樹立年度	着 工	完 工	地 区 面 積	関 係 農家数	事 業 主体名	事業名	
			ha									ha				

- （注 1 「業務内容」欄には、1 から 14 までの業務の番号を、本事業を単年度で実施する場合は「1 年度」欄に、2 カ年にわたって実施する場合は「1 年度」及び「2 年度」欄にそれぞれ記載する。
- 2 地形図等を用い、各地区の実施予定地域を赤線で囲み、地区名及び地積を書き添えた図面を添付すること。なお、換地を伴う土地改良事業の予定地域と相違する場合は、その地域を青線で囲むこと。

集落基盤再編計画概要表

策定年月		地区名		作成者	
地域の概要					
再編計画の目的 ・概要					
撤去施設の概要					
施設区分	農業農村施設		農業集落道等		
施設名					
所在地					
整備状況					
施設所有者、管理者					
撤去事業費					
集約先施設の概要			跡地利用の概要		
施設名			施設名		
利用計画			利用計画		
所在地			整備概要		
施設所有者、管理者			施設所有者、管理者		
その他必要な事項					

集落基盤再編計画 一般計画図

一般計画図

位置図

S = 1 :	
凡 例	
撤去施設（〇〇施設）	
撤去施設（〇〇施設）	
集落先施設（〇〇施設）	

※撤去施設及び集約先施設の存する集落名を記載すること。

特定地域土地改良整備計画

〈特総計画〉

都道府県名			地区名			所在地				整備計画					
法指定										林野率	傾斜度率	平均傾斜	地域設定		
状況		年月		年月		年月		年月		%	%	1/			
地域農業の現状	地形										基本構想	土地利用			
	地質・土壌														
	気象														
	土地の現状	面積(ha)													
		水田	普通畑	樹園地	牧草地	農用地計	山林原野	その他	合計						
	就業の現状		人口(人)		戸数(戸)				集落数						
			総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	専業	一種兼業	二種兼業	()	生産組織				
	経営の現状	平均農用地面積(a/戸)	主要農産物				平均農家所得(千円)								
							農業所得	農外所得	農家所得						
		()					()	()	()						
	農地状況										土地改良事業	事業種類	整備量	整備の考え方	
	水利状況														
	営農状況														
生産整備基盤盤状の状況	ほ場整備	同左整備済内訳			農業用水路		農業排水路		農道						
		ha	30a以上	%	km	km	km								
		%	30a未満	%	%	%	%								

地 域 活 性 化 構 想

[構－1]

都道府県名		地 区 名		所 在 地				4) 農業、農村の現況										
法 指 定 状 況								地 域 農 業 の 現 況										
	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月											
林 野 率		傾 斜 度		平均傾斜		人口増減	()											
	%	1/100 以上	%	度		率	%											
若年構成比	()	老人構成	()	財政力指	()	公債費比	()	土 地 の 現 状	面 積 (h a)									
市 町 村 の 現 況									水 田	普通畑	樹園地	牧草地	農用地計	山林原野	その他	合 計		
								()	()	()	()	()	()	()	()			
1) 位置、地理、地形、交通								就 業 の 現 状	人 口 (人)		戸 数 (戸)					集 落 数		
									総人口	農家人口	総戸数	農家戸数	専 業	一種兼業	二種兼業			
									()	()	()	()	()	()	()	()		
2) 気象、植生、土地利用								経 営 の 現 状	平均農用地 面 積		主 要 農 産 物			平均農家所得 (千円)				
									(a/ 戸) ()				農 業 所 得		農 外 所 得		農 家 所 得	
													()	()	()			
								土 地 基 盤 状 況 の 整 備	ほ場整備	農業用排水路	農 道	盤 環 境 状 基 盤 状 況 の 整 備	集 落 道 路	営農飲雑用水	集落排水路			
									ha	km	km		km	戸	km			
3) 歴史、産業、観光、人口動態								土 地 基 盤 状 況 の 整 備	%	%	%	%	%	%	%			
									し尿処理	施設								
									戸	の整								
									%	備状 況								

地 域 活 性 化 構 想			
活 性 化 の 基 本 方 向	地 域 の 設 定		
	活 性 化 構 想	キャッチフレーズ	
	整 備 構 想		

広 域 総 合 整 備 計 画			
関係市町村名		全 体 の 活 性 化 構 想 に お け る 関 係 市 町 村 の 活 性 化 構 想 の 位 置 づ け	
広域連携事業の地域活性化構想に基づいた総合整備計画	連携の方策		
	役割分担		
	整備施設の利用・管理計画	中山間事業	
		地方単独事業	

[構-3]

土地状況に応じた整備の基本方向	土 地 利 用 目 的			整 備 の 基 本 的 方 向				整 備 の 概 要			
	生 産	生 産 性 向 上						事 業 種 目	事 業 量		
									ヶ所数	数 量	受益面積等
	生 活	付 加 価 値 向 上						1. 農業生産基盤			
								農業用排水			
		生 活 環 境 改 善						農 道			
								ほ 場 整 備			
		公 共 用 地 等 創 設						農 用 地 開 発			
								農 地 防 災			
	地 域 防 災 保 全							客 土			
			暗 き ょ 排 水								
資 源 利 活 用			その他改良保全								
そ の 他											
							2. 農村生活環境				
活性化の推進方策								農 業 集 落 道			
								営農飲雑用水			
								農業集落排水			
								集落防災安全			
								用 地 整 備			
								活 性 化 施 設			
								集落環境管理			
								交流施設基盤			
関連事業の概要	事 業 名	事業主体	所 管 等	工 期	事 業 種 目	事 業 量	進捗率 (%)	情報基盤施設			
								市 民 農 園 等			
								生態系保全施設等			
								交 換 分 合			
								3. 特 認			

農 地 環 境 整 備 計 画 書

県名		地区名		型名		所在地			耕対 作策 放方 棄針 地										
地域指定	農 振	過 疎	山 振	離 島	半 島	特定農山村	農業地域類型												
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日													
人口戸数		総人口	農家人口	総戸数	農 家 戸 数				生 産 区 域 の 営 農 構 想					保 全 管 理 区 域 の 保 全 管 理 構 想					
					専 業	1 種兼業	2 種兼業	合 計											
	市町村																		
	関係集落																		
農家状況	平均農用地 面積(a/戸)	平均農家所得(万円/戸)		主 要 農 作 物															
		農 業	農 外	計															
地 域 の 自 然 条 件				地 域 の 営 農 状 況															
土 地 基 盤 の 整 備 状 況				担 い 手 等 の 状 況				区域の 設定 ha	農村振興地域全体		水田	畑	樹園地	採 草 樹園地	耕作放 棄地※()	合計	山林 原野	その他	合計
									現 況 地 目										
									計 画 地 目										
									内 訳	生 産 区 域							生産区域の割合 %		
保全管理区域																			
								事業 区域 構 想	事業種類	整備量	受 益	事 業 内 容 及 び 整 備 の 考 え 方							
									生産区域			ha							
										保全管理区									
耕 作 放 棄 の 原 因 と そ の 影 響				関 係 団 体 等 の 意 見															

※() : 耕作放棄地となるおそれがある農地

別記様式第 12 号

農地環境整備計画承認申請書

都道府県知事 殿

市町村長名

〇〇地区について、農地環境整備計画を承認されたく、実施要領別紙 4－2 取扱い 1 第 3 の 5 の（5）に基づき、下記の資料を添付して申請します。

記

地区名：

1. 農地環境整備計画書（別記様式第 11 号）

別記様式第 13 号

農地環境整備計画承認通知書

市 町 村 長 殿

都道府県知事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で申請のあった下記地区について、
農地環境整備計画を承認したので通知する。

記

1. 〇〇地区

別記様式第 14 号

番 号
年 月 日

生産区域現況地目調査報告書

農 林 水 産 省 農 村 振 興 局
農 林 水 産 省 ○ ○ 農 政 局
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局

都道府県名
(市町村名)

実施要領別紙 4－2 取扱い 1 第 4 の 5 の規定により、下記のとおり生産区域の現況地目に関する調査を行ったので報告します。

記

単位：ha

	水田	畑	樹園地	採草 樹園地	耕作放棄地	合計
計画地目						
現況地目 (完了翌年度)						
現況地目 (完了 5 年後)						

※耕作放棄地の定義は本取扱い第 1 の 6 による。

耕 作 放 棄 地 内 訳 書

耕作放棄地(耕作放棄地となるおそれがある農地)所在地(大字)	受益地 内外	耕作放棄地及び耕作放棄となるおそれがある農地(ha)			
			耕作放棄地(ha)	耕作放棄地となるおそれがある農地	
				取扱第4の6の(1)の規定による耕作放棄地となるおそれがある農地(ha)	取扱第4の6の(2)の規定による耕作放棄地となるおそれがある農地(ha)

注) 耕作放棄地とは、おおむね過去2年以上作物が栽培されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されると見込めない農地をいう。

耕 作 放 棄 地 発 生 要 因 書

耕作放棄地(耕作放棄地となるおそれがある農地)所在地(大字)	面積 (ha)	耕作放棄地の発生要因 (耕作放棄地となるおそれがあるとした理由)

注) 耕作放棄地となるおそれがあるとした理由については、当該農地の現状（耕作者の年齢、意思、後継者の見直し等）、経営状況等を踏まえ、具体的に記入する。

番 号
年 月 日

耕作放棄地活用及び保全管理状況評価報告書

〔農林水産省〇〇農政局長
国土交通省北海道開発局長 経由〕
農 林 水 産 大 臣 殿

都道府県知事名

実施要領別紙 4－2 取扱い 1 第 4 の 8 の規定により、下記のとおり耕作放棄地の活用及び保全管理状況に関する評価を行ったので報告します。

記

1 地区概要

都道府 県 名	地 区 名	所 在 地	受 益 面 積	総事業費	備 考
			ha	百万円	

2 耕作放棄地活用及び保全管理状況の概要

耕作放棄地 所在地	耕作放棄地 面積 (ha)	区分	活用及び保全管理状況	今後の取組方針
計		耕作放棄地を含む割合 %		

3 特記事項（事業実施主体の総合的な評価、別途評価すべき内容等）

取扱い 2（農業集落排水事業）

第 1 事業実施主体について

別紙 4－1 運用 2 第 1 の 1 の「農業者等が組織する団体であって別紙 4－2 取扱い 2 第 1 に定める要件を満たしているもの」は、土地改良区、農業協同組合等の農業法人及び農業者等が原則としてその構成員の過半を占め、又はその資本金（基本財産を含む。）の過半を出資し、若しくは拠出している団体であって、当該団体の目的、運営方針及び運営資金の調達方法が農業集落排水事業の事業実施主体として適当と認められるものとする。

なお、法人でない団体にあつては、その規約に次の事項が明記されているものとする。

- (1) 団体の代表者及び代表権の範囲
- (2) 団体の意思決定機関及びその決定方法
- (3) 団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項

第 2 事業の内容等

1 別紙 4－1 運用 2 第 1 の 2 の(1)において、留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 受益戸数は、おおむね 20 戸（北海道、離島及び奄美群島にあつては 10 戸）以上を原則とする。
- (2) 污水处理施設は、原則として処理対象人口おおむね 1,000 人程度に相当する規模以下を単位として計画し、施行するものとする。ただし、流域下水道又は公共下水道に農業集落の汚水を排出しようとする場合においては、下水道として計画し、施行することを原則とする。

以上の原則によりがたい場合には、関係市町村及び都道府県の農林担当部局と下水道担当部局との間で所要の協議調整を行うものとする。

- (3) 対象とする汚水には、重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等は含めないものとする。
- (4) 本事業により農業集落排水施設等の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資する PFI 等の民間活用、公営企業会計の適用を検討するものとする。
- (5) 別紙 4－1 運用 2 第 1 の 2 の(1)の汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設には、污水处理施設等に電力を供給することを目的として設置する太陽光発電施設（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度を活用して売電する施設は除く。）を含むものとする。

なお、太陽光発電施設については、停電時にも污水处理施設等に電力を供給できる自立運転機能を有するものとする。

- (6) 別紙 4－1 運用 2 第 1 の 2 の(1)の汚泥の循環利用を目的とした施設にお

いては、農業集落排水施設から発生する汚泥を優良な有機質肥料等として農地等へ還元利用することを促進する観点から、周辺地域から発生する有機物資源（食物残さを含む。）を活用することができるものとする。

なお、有機物資源として家庭及び事業所から発生する食物残さを活用する場合にあっては、市町村の廃棄物担当部局と所要の連絡調整を行うものとする。

- (7) 別紙4-1運用2第1の2の(1)の処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設には、水需給の逼迫した地域にあっては、水資源の有効利用の観点から農業集落排水施設から発生する処理水を雑用水に利用するための配水施設を含むものとする。
- (8) 別紙4-1運用2第1の2の(1)の「これらに附帯する施設」とは、一体的に施工することが本事業の推進上有効な農業集落道、水洗化用水施設（便所を水洗化するために追加的に必要となった用水を確保する施設をいう。）及び周辺環境配慮施設を含むものとする。
- (9) 公共浄化槽等整備推進事業又は個別排水処理施設整備事業と連携して農業集落排水事業を実施する場合にあっては、その円滑かつ効率的な実施を図るため、市町村及び都道府県の浄化槽担当部局と所要の協議調整を行うものとする。
- (10) 改築の場合は、当該施設に係る別紙4-1運用2第1の2の(3)の「最適整備構想」が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とするものとする。
 - ① 維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること。
 - ② 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。
 - ③ (5)の太陽光発電施設の整備のみを行う場合における当該太陽光発電施設であること。
- (11) 改築の対象施設には、農業集落排水施設等として、農村活性化住環境整備事業実施要綱（平成3年4月12日付け3構改D第217号農林水産事務次官依命通知）、農業集落排水緊急整備事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第41号、自治準企第90号、農林水産事務次官、自治事務次官通知）、農村総合整備事業等実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第281号農林水産事務次官依命通知）、集落地域整備統合補助事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第285号農林水産事務次官依命通知）、集落基盤整備事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改D第126号農林水産事務次官依命通知）、農村振興総合整備事業実施要綱（平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知）、

むらづくり総合整備事業実施要綱(平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2400 号農林水産事務次官依命通知)、美しい村づくり総合整備事業実施要綱(平成 16 年 3 月 30 日付け 15 農振第 2553 号農林水産事務次官依命通知)、村づくり交付金実施要綱(平成 16 年 3 月 30 日付け 15 農振第 2551 号農林水産事務次官依命通知)、農村基盤総合整備パイロット事業実施要綱(昭和 47 年 6 月 30 日付け 47 農地 C 219 号農林事務次官依命通知)、農村総合整備モデル事業実施要綱(昭和 48 年 7 月 28 日付け 48 構改 A 第 1122 号農林事務次官依命通知)、農村基盤総合整備事業実施要綱(昭和 51 年 5 月 10 日付け 51 構改 D 第 344 号農林事務次官依命通知)、集落環境整備事業実施要綱(平成 5 年 4 月 1 日付け 5 構改 D 第 81 号農林水産事務次官依命通知)、農業集落排水事業等実施要綱(昭和 58 年 4 月 4 日付け 58 構改 D 第 271 号農林水産事務次官依命通知)、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱(平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3438 号農林水産事務次官依命通知)、農村整備事業実施要綱(令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2736 号農林水産事務次官依命通知)及び地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業により整備されたもの、地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第 5 条第 15 項により内閣総理大臣が認定した同条第 1 項に規定する地域再生計画に基づき整備されたもの、国の助成を受けずに整備された農業集落排水施設等を含むものとする。

2 別紙 4-1 運用 2 第 1 の 2 の(2)において、留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 農業集落排水施設等の整備にあつては、その計画の概要を定める書類を作成する業務であること。
- (2) 農業集落排水施設等の改築にあつては、第 2 の 1 の(11)に掲げる事業により造成された農業集落排水施設の更新又は改造の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること。

3 別紙 4-1 運用 2 第 1 の 2 の(3)において、留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 既存施設を有効活用すると認められるものであつて、施設機能の向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町村内に整備された農業集落排水施設であること。
- (2) 「最適整備構想」は、次に掲げる事項について、別記様式 13 号により作成するものとする。

① 施設現況調査(構造物の環境条件、使用状況等)の概要及び結果

- ② 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果
- ③ 劣化原因究明のための構造物の監視
- ④ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

第3 資源循環促進計画

- 1 別紙4－1運用2第2の資源循環促進計画を定めるに当たっては、経済性、地域特性、地域住民・利用者・関係団体の意向等を踏まえ、総合的に検討を行うことに留意する。
- 2 別紙4－1運用2第2の2の「一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域」とは農業振興地域を受益の対象として別紙4－1運用2第1の2の（1）の事業を実施するに当たり、農業振興地域以外の一部区域を含めて当該事業を行わざるを得ない場合における当該一部の区域とする。

第4 別紙4－1運用2第1の2の(1)の事業計画

- 1 別紙4－1運用2第3の2の「農業集落」とは、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）で定める農業集落とする。
- 2 別紙4－1運用2第3の3の事業計画を定めるに当たっては、次の点に留意する。
 - （1） 事業計画は、経済性、地域特性及び事業の効果等の観点から総合的に検討を行うこと。
 - （2） 事業計画は補助分及び単独分で構成する。
 - （3） 補助分は、別紙4－1運用2第1の2の(1)に掲げる施設で排水路末端の受益戸数2戸以上の部分及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（敷地面積0.3ha以上の防災拠点又は避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、1処理区あたり1か所を上限とし、敷地面積0.3ha以上1ha未満に該当する防災拠点又は避難地におけるマンホールトイレシステムの整備については、1地方公共団体あたり10か所を上限とする。）とする。
 - （4） 単独分は、受益戸数2戸未満の管路、ます等で、個人の宅地内配管等を含まない部分とする。
- 3 別紙4－1運用2第3の6の連携計画における対象区域は、本事業区域及びその周辺の同一集落圏で実施する公共浄化槽等整備推進事業区域又は個別排水処理施設整備事業区域を併せたものとする。

なお、別紙4－1運用2第3の7の(6)に定める「家屋間の最大距離」は、本事業区域及びその周辺の同一集落圏において本事業区域と公共浄化槽等整備推進事業区域又は個別排水処理施設整備事業区域を区分する指標であり、経済性、地域条件等を考慮して事業実施主体が決定するものとする。

第5 別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業の実施手続

- 1 別紙4-1運用2第4の1に定める「第1の2の(1)の事業を実施しようとする」場合及び別紙4-1運用2第4の2に定める「第1の2の(1)の事業を実施したい旨の申請」をする場合に留意すべき事項は次のとおりとする。

(1) 事業実施主体は、管理主体、管理方法を事前に定めるとともに、これら及び当該施設の建設事業費に係る受益者負担について同意を得ておくものとする。

ただし、市町村が条例により受益者負担金の徴収方法を定めた場合には、この限りではない。

(2) 事業実施主体は、くみ取り便所から水洗便所への改造等、家庭内設備の整備については、施設供用開始の計画に合わせて、速やかに実施するよう受益者の同意を得ておくものとする。また、その改造に関し、必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

- 2 別紙4-1運用2第4の1に定める都道府県知事が別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業を実施しようとするときは、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合又は別紙4-1運用2第1の1に定める農業者等が組織する団体の申請により、都道府県知事が事業の規模、内容等を勘案し、別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業を実施することが適当と認める場合とする。

- 3 別紙4-1運用2第4に定める申請及び通知の様式は次に掲げるとおりとする。

(1) 別紙4-1運用2第4の1及び2に定める「資源循環促進計画の概要表」、「事業計画の概要表」、「事業実施計画報告書」及び「連携計画」は、それぞれ別記様式第1号、第2号の1及び第2号の2、第5号並びに第8号によるものとする。

(2) 2に定める都道府県知事が別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業を実施すべき旨の都道府県知事への申請は、別記様式第3号によるものとする。

(3) 別紙4-1運用2第4の2に定める「第1の2の(1)の事業を実施したい旨」の申請及び事業計画についての承認は別記様式第4号及び第4号の2によるものとする。

(4) 別紙4-1運用2第4の3及び4に定める事業計画の変更に伴う事業計画の概要、申請、通知及び報告の様式は、それぞれ別記様式第2号、第6号、第7号及び第7号の2とする。

別紙4-1運用2第4の3及び4の事業計画の重要な部分の変更は、次に掲げる場合とする。

- ① 事業実施主体の変更
- ② 事業計画区域の著しい変更
- ③ その他主要事項の変更

第6 別紙4-1運用2第1の2の(2)の事業の実施手続

- 1 別紙4-1運用2第5の「事業実施申請書」は、第2の2の(1)の実施におい

ては別記様式第9号、第2の2の(2)の実施においては別記様式第10号によるものとする。

- 2 別紙4-1運用2第5の「事業実施申請報告書」は、第2の2の(1)の実施においては別記様式第11号、第2の2の(2)の実施においては別記様式第12号によるものとする。

第7 別紙4-1運用2第1の2の(3)の事業の実施手続

- 1 別紙4-1運用2第6の1の「事業計画書」は、別記様式第14号によるものとする。
- 2 別紙4-1運用2第6の1の「事業実施計画報告書」は、別記様式第15号によるものとする。
- 3 別紙4-1運用2第6の3の地方農政局長等への報告は、別記様式第16号により報告するものとする。

第8 助成

- 1 別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業に係る別紙4-1運用2第8の1の国の助成の対象となる経費は、助成分に係る次のものとする。

(1) 工事費

ア純工事費

イ測量設計費エ用地費及び補償費

ウ船舶機械器具費オ全体実施設計費

- 2 別紙4-1運用2第1の2の(2)及び(3)の事業に係る別紙4-1運用2第8の1の国の助成の対象となる経費は、次のものとする。

(1) 賃金

(2) 報償費

(3) 旅費

(4) 需用費

(5) 役務費

(6) 委託料

(7) 使用料及び賃借料

(8) 備品購入費

(9) 給料、職員手当等

(10) 共済費

(11) 補償費

(12) 資材購入費

(13) 機械賃料

第9 別紙4-1運用2第1の2の(3)の事業実施結果の報告

別紙4-1運用2第9に基づく、当該年度における事業実施結果の取りまとめ

は、別記様式第 17 号により行うものとする。

第 10 附則

- 1 「農山漁村地域整備交付金実施要綱の制定について」の改正に伴い、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について(平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3439 号農林水産省農村振興局長通知)」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要領(平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2138 号農林水産省農村振興局長通知)」又は「地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知)」を引用し、従前に実施した事業及び当該事業の実施により整備された施設を規定している農林水産省農村振興局長通知以外の農林水産省農村振興局長通知にあつては、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について(平成 14 年 3 月 27 日付け 13 農振第 3439 号農林水産省農村振興局長通知)」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要領(平成 21 年 3 月 31 日付け 20 農振第 2138 号農林水産省農村振興局長通知)」及び「地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2185 号農林水産事務次官依命通知)」をすべて「農山漁村地域整備交付金実施要領(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号農林水産省生産局長、21 農振第 2454 号農振水産省農村振興局長、21 林整計第 336 号林野庁長官、21 水港第 2724 号水産庁長官通知)」と、「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の運用について」、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業実施要領」及び「地域自主戦略交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、森林整備・林業等振興整備に関する事業)」をすべて「農山漁村地域整備交付金実施要領」と読み替えるものとする。
- 2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに改築に着手する場合であつて、着手までに最適整備構想を策定することができないやむを得ない理由がある場合には、改築の実施と併せて令和 3 年 3 月 31 日までに最適整備構想を策定するものとする。
- 3 平成 30 年 3 月 31 日以前に改築に着手した事業の実施要件については、なお従前の例による。
- 4 取扱い 2 の第 2 の(5)の太陽光発電施設において、令和 2 年 11 月末日までに、運用 2 の第 3 及び第 4 の手続きを経た事業計画により、農山漁村地域整備交付金の交付を受けて整備された太陽光発電施設については、なお従前の例に

よる。

農業集落排水資源循環促進計画概要表

都道府県名			市町村名				農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画						
							施設名(処理形態)	施設整備 年次	製品量	事業名	資源化フロー		
農業集落排水汚泥処理の現状													
処理区名	発生汚泥量 (m ³ /年)	汚泥処理方法	汚泥運搬方法	農地還元面積(ha)									
				水田	畑	樹園地	その他	計					
	()												
	()												
	()												
	()												
	()												
再生資源の利用に関する計画													
								再生資源の種類	供給量	流通主体 (販売主体・運搬主体)		利用先	
その他の有機物資材の処理の現状													
有機物資材名		発生量(m ³ /年)			処理方式								
		[]()											
		[]()											
		[]()						再生資源の利用促進方策					
		[]()											
		[]()											
		[]()											
		[]()											
		[]()											
農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針								農業集落排水汚泥等の循環利用スケジュール					
対象となる農業集落排水汚泥等								農業集落排水処理施設の循環促進に関する考え方					
処理区名	汚泥処理量	副資材(資材名、処理量)			処理形態								
								地区名	処理水再利用施設の種類	施設整備年次	利用先		

※別紙 4－1 運用 2 第 1 の 2 の(1)において、太陽光発電施設の整備を単独で行う場合にあっては、資源循環促進計画の作成、資源循環促進計画の概要表の作成及び提出は省略できるものとする。

農業集落排水資源循環促進計画概要表

都道府県名			市町村名				農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画						
農業集落排水汚泥処理の現状									施設名(処理形態)	施設整備 年次	製品量	事業名	資源化フロー
処理区名	発生汚泥量 (m ³ /年)	汚泥処理方法	汚泥運搬方法	農地還元面積(ha)					消化ガス発電+コ ンポスト施設	H〇	〇kg/日	本事業	〇汚泥を資源化するまでのフローを記 入(処理形態ごとにフローを整理)
				水田	畑	樹園地	その他	計					
〇〇	〇△(〇〇%)	焼却埋立処分	バキュームカー						炭化施設	H〇〇	〇kg/日	〇〇事業	
△×	△△(〇△%)	〃	〃										
	()								再生資源の利用に関する計画				
	()								再生資源の種類	供給量	流通主体 (販売主体・運搬主体)		利用先
	()												
その他有機物資材の処理の現状									コンポスト	〇kg/日	〇〇農協		農地(畑地〇〇ha)公園
有機物資材名		発生量(m ³ /年)		処理方式					炭化	〇kg/日	△△社		
浄化槽発生汚泥		〇〇m ³ /年[×m ³ /年](〇△%)		焼却処分									
その他污水处理施設発生汚泥		〇m ³ /年[〇m ³ /年](〇×%)		焼却処分									
稲ワラ・モミガラ等		モミガラ〇〇m ³ /年		焼却又は農地還元					再生資源の利用促進方策				
その他有機物資材		〇×m ³ /年		〃					〇再生資源の利用促進に向けた施策を記入(利用促進体制、利用者の合意形成方法、安全確認方法等)				
		[]()											
		[]()											
		[]()											
農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針									汚泥循環利用のスケジュール				
集排汚泥循環利用に関する基本方針									〇汚泥循環利用開始までの施策スケジュールを記入 (再生資源の利用促進方策、資源循環施設整備、普通肥料登録等に係るスケジュール)				
〇全地区から発生する汚泥をメタン発酵し、発電・熱回収することにより有効活用を図るほか、コ ンポスト化による緑農地還元を行う。 〇全地区から発生する汚泥を炭化し、土壤改良材として緑農地還元を行う。等													
対象汚泥等									農業集落排水処理施設の循環促進に関する考え方				
処理区名	汚泥処理量	副資材(資材名、処理量)		処理形態					〇処理水の循環促進に関する当該市町村の基本的な考え方を記入				
〇〇地区	〇〇m ³ /年	生ゴミ〇〇m ³ /年		消化ガス発電									
〇〇地区	〇〇m ³ /年	剪定枝□□m ³ /年		+コンポスト									
□□地区	□□m ³ /年	生ゴミ□□m ³ /年		炭化					地区名	処理水再利用施設の種類	施設整備年次	利用先	
××地区	××m ³ /年	—		焼却					〇〇地区	貯留槽	H〇年	農地	

農業集落排水資源循環促進計画概要表

項 目	内 容	記 入 要 領
都道府県名、市町村名		都道府県名、市町村名（町村の場合は郡名から）を記入し、ふりがなをつける。
農業集落排水汚泥処理の現状	農業集落排水施設	既に供用開始している農業集落排水施設について記入する。 発生汚泥量は、1 年間に引き抜きを行った汚泥量を記入する。（ ）には汚泥の含水率を記入する。 汚泥処理方法は、し尿処理施設での焼却処分、コンポスト化による農地還元等を簡潔に記入する。 農地還元面積は、汚泥処理方法が農地還元の場合に、対象となる農地面積を記入する。
その他の有機物資材の処理の現状	浄化槽発生汚泥	浄化槽等で発生する汚泥量及び現在の処理方法を記入する。〔 〕には将来予測される発生汚泥量を記入する。（ ）には汚泥の含水率を記入する。
	その他污水处理施設発生汚泥	漁業集落排水施設、小規模集合排水処理施設等で発生する汚泥量及び現在の処理方法を記入する。〔 〕には将来予測される発生汚泥量を記入する。（ ）には汚泥の含水率を記入する。
	稲ワラ、モミガラ等	農業集落排水施設より発生する汚泥（以下、集排汚泥と言う。）の循環利用に当たって、活用可能な稲ワラ、モミガラ等の発生量及び現在の処理方法を記入する。
	家畜ふん尿	集排汚泥の循環利用に当たって、活用可能な家畜ふん尿の発生量及び現在の処理方法を記入する。
	その他有機物資材	集排汚泥の循環利用に当たって、活用可能な有機物資材（食物残さを含む。）の発生量及び現在の処理方法を記入する。

項 目	内 容	記 入 要 領
農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針	対象となる農業集落排水汚泥等	集排汚泥循環利用に関する当該市町村の基本的な考え方を記入する。 集排汚泥の処理の将来構想について、対象となる地区ごとに、集排汚泥の処理形態及び処理量を記入する。 また、併せて処理する有機物資材名及び処理量を記入する。
	農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画	汚泥の循環利用を目的とした施設毎に、施設整備年次、再生資源の種類・量及び施設整備の事業名を記入する。 また、各農業集落排水施設からの汚泥を資源化するまでのフローを記入する。 他の有機物資材を併せて処理する場合には、そのフローも記入する。 複数市町村による広域な循環利用を行う場合には、当該市町村に係るもののみ記載することとする。 詳細が定まっていない場合には、現時点での基本的な考え方を記入する。
	再生資源の利用に関する計画	再生資源の利用に関する計画を記入する。記入に当たっては、再生資源の種類、供給量、流通主体（販売主体、運搬主体）及び利用先を記入する。 詳細が定まっていない場合には、現時点での基本的な考え方を記入する。
	再生資源の利用促進方策	再生資源の利用促進に向けた施策を記入する。記入に当たっては、利用促進体制、利用者の合意形成方法及び安全性確認方法等を明確にする。
	農業集落排水汚泥等の循環利用スケジュール	汚泥循環利用開始までの施策スケジュールを記入する。記入に当たっては、再生資源の利用促進方策や資源循環施設整備及び普通肥料登録（農地還元する場合）に係るスケジュール等を明確にする。
農業集落排水処理水の循環促進に関する考え方		処理水の循環促進に関する当該市町村の基本的な考え方を記入する。 処理水再利用施設を整備する場合には、地区毎に処理水再利用施設の種類の、施設整備年次及び利用先を記入する。

令和 年度新規 農業集落排水事業計画概要表（総括表）

地区名				所在地				施設概要 の概況		処理計画 の概要		汚泥処分計画及び資金計画		効果 の概算		関係事業		同意状況（月日現在）		別紙４－２取扱い２第５の１の(１)		別紙４－２取扱い２第５の１の(２)		備考											
処理区分				該当集落名																															
目的																																			
地区の現況		事業計画区域面積		農用地面積		総人口																				農家人口		総戸数		農家戸数		農業地域類型		主要農産物	
		形態別集落数		密居		集居																				散居		散在		計ほ場整備率		%		上水道整備率	
		水需給状況																																	
		し尿処理の現況		生活雑排水の放流経路の現況																															
集落排水の現況		処理方式		構成比率		放流経路パターン										構成比率																			
		くみ取り		%		1		家庭 → 集落内水路 → 農用水路 → 河川、海										%																	
		自家処理		%		2		家庭 → 集落内水路 → 農用水路 → 閉鎖性水域										%																	
		水洗		%		3		家庭 → 集落内水路 → 公共用水域										%																	
		その他		%		4		家庭（ ）										%																	
		污水放流先の水域類型		指定の有無有・無		水域名		当該類型		達成期間		指定年月日																							
		汚濁の状況		観測点		流量 m³/S		pH		BOD		COD		SS		DO		T-N		T-P		畜産排水の有無													
																						有・無													
																				有・無															
被害状況		農業生産被害有・無		ha		(被害面積率)		農業用施設被害		有・無																									
						全農地面積の %		生活環境被害		有・無																									
費用の概算		事業費		工種		事業費(百万円)		単価千円/m, m³		事業主体		負担区分																							
				処理施設								国		都道府県		市町村		その他		受益者															
				管路施設																															
				雨水排水施設																															
				ポンプ施設																															
				資源循環施設																															
				附帯施設																															
				その他																															
		小計																																	
単独分(a)																																			
計(b)																																			
維持管理費		区分		年間管理費(千円/年)		単価(円/人)		維持管理主体		負担区分																									
		運転経費								都道府県		市町村		その他		受益者																			
		償却費																																	
		計																																	
関連事業		事業名		事業主体		総事業費(千円)		工事進捗率		事業量及び本事業との関連																									
同意状況(月日現在)				別紙４－２取扱い２第５の１の(１)				%		別紙４－２取扱い２第５の１の(２)				%																					

*BOD、COD、SS、DO、T-N、T-P の単位は ppm とする

農業集落排水事業計画概要表（総括表）

項 目	記 入 要 領	備 考
地区名、処理区名	処理区ごとに記入する。処理区とは計画処理区域を処理系統別に区分したものをいう。 本事業で整備する処理区がひとつの場合には最上段（ ）内に総括表と記入し、複数の場合には処理区別と記入する。 地区名と処理区名にはふりがなをつける。	
所在地	都道府県名、市町村名（町村の場合は郡名から）を記入し、ふりがなをつける。	
当該集落名	対象集落名を記入する。	
目的	各処理区における本事業を実施する必要性、緊急性及び効果を簡潔に記述する。	
地区の現況 社会・経済の現況	(1) 最近年における農業センサス調査等を基礎に、事業計画区域についての値を記入する。ただし、農用地面積、農業地域類型、主要農作物、ほ場整備率、上水道整備率及び道路整備率は集落圏域についての値を記入する。 (2) 事業計画区域とは、本事業の受益対象区域をいう。すなわち本事業により汚水を処理することができる全区域をいう。 (3) 集落圏とは別紙 4－1 運用 2 第 3 の 2 に掲げる区域をいう。 (4) ほ場整備率については、ほ場の一区画の大きさに関係なく、区画整理されているほ場は整備済とする。 (5) 道路整備率については、1、2 級市町村道以下とし、簡易アスファルト舗装以上の道路を整備済とする。 (6) 上水道整備率については、簡易上水道以上を整備済とする。 (7) 配水施設を整備する場合にあっては、渇水の発生状況等地区の水需給の状況を記入する。	
集落排水の現況	(1) し尿処理の現況については、各処理区における戸数の構成比率の概数を記入する。 (2) 生活雑排水の放流経路については、1 から 3 までのパターンに大別し、それぞれの経路に該当戸数の構成比率の概数を記入する。（1 から 3 までに該当しない場合には、4 の（ ）内にその経路を記入する。） (3) 汚水放流先の水域類型については、汚水の放流経路途上で水質環境基準の水域類型が指定されている場合に、その水域名、該当類型、達成期間及び指定年月日を記入する。 (4) 汚濁の状況の欄には、処理区域において①上流地点、②集落と農用地の接する地点、③下流地点について水質測定を実施し数値を記入する。	

項 目	記 入 要 領	備 考
費用の概算 事業費	(5) 畜産排水の有無、農業生産被害、農業用施設被害及び生活環境被害については、その有無を記入する。ただし、被害面積率については、被害面積が少ない場合のみ記入する。また、農業用施設被害及び生活環境被害については、その具体的な施設名を記入する。 (1) 工種ごとの事業費を記入する。 (2) 工種の資源循環施設については汚泥処理施設及び処理水再利用施設を、附帯施設については農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設その他の附帯施設を、その他については測量設計費等を記入する。 (3) m^3当たりの単価については、計画1日最大汚水量当たりの単価を記入する。なお、管路施設、雨水排水については、総延長当たりの単価（千円／m）を記入する。 (4) 負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分し、その各々につき記入する。	
維持管理費	(1) 運転経費と償却費に区分して各該当欄に記入する。 (2) 単価については、計画処理人口当たりの単価を記入する。 (3) 負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分しその各々につき記入する。	
関連事業	宅内整備部分及び本事業と関連する事業計画の概要を記入する。	
同意状況	各処理区内における受益戸数のうち同意された割合を％で記入する。	
施設計画の概要 処理施設	(1) 処理計画量の計画人口の欄には定住人口と流入人口（換算値）の合計値、計画戸数の欄には公共施設を含めた戸数、その他の欄には家畜等の汚水処理を含める場合の当該家畜数を記入する。なお、公共施設は、1施設を1戸と算定する。 (2) 処理水の放流先については、「農業排水路を経て〇〇に放流する」等放流先を記入する。 (3) 高度処理（通常処理のBOD、SSを超える処理又はT-N、T-P等についての処理）が必要な地区については、その有無を記入する。	
資源循環施設	汚泥循環利用施設を整備する場合にあつては、利用目的（農地還元、熱回収等）及び汚泥処理施設の概要を記入する。 処理水循環利用施設を整備する場合にあつては、処理水の利用目的（農業用水、水洗用水、環境用水等）及び循環利用施設の概要を記入する。	

項 目	記 入 要 領	備 考
その他の施設	(1) 管路施設については、管路及び暗渠の概略延長並びにポンプ施設の概略の必要箇所数を記入する。 () 内に単独分の値を内数で記入する。 (2) 雨水排水施設については、その計画路線数及び概略延長について記入する。 (3) 附帯施設については、処理施設に附帯する農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設のほか、管理施設、放流施設、脱水施設等の施設名及びその数量等を記入する。	
汚泥処理及び処分計画	汚泥の処理・処分及び搬送方法を記入する。また、汚泥処理施設を導入する場合はその概略を記入する。	
資金計画 受益者負担	資金の借入れ先等を記入する。 単独分を含む全体の事業費に対する受益者負担額を記入する。	
効用	(1) 作物生産効果等 作物生産効果、品質向上効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果（農業用排水施設）、地域資源有効利用効果の合計を記入する。 (2) 生活環境改善効果等 生活環境改善効果、維持管理費節減効果（農業生産以外）の合計を記入する。 (3) 公共用水域水質保全効果等 公共用水域水質保全効果、農村空間快適性向上効果、その他独自で計上した効果の合計を記入する。	
工期	工期については、着工年度、完了予定年度及び着工から完了までの期間を記入する。	
備考	前項までに記載されていない事項で、特に重要な事項がある場合、その内容を簡潔に記入する。例えば、都道府県が条例で上乗せ、横乗せ排水基準を定めている場合にはその条例名及び排水基準を記入し、事業計画区域内の単独分及び各戸の個人負担となる排水施設の整備については、市町村、維持管理主体等がどのような普及活動又は助成措置を講ずるかを記入し、汚水の放流に際しての各種の協議調整については、その状況を簡潔に記入する。また、全体事業費に対する単独分事業費の割合 $[(a) / (b) \times 100\%]$ を記入する。 さらに、施設供用開始後の維持管理体制について記入する。	

令和 年度新規 農業集落排水事業計画概要表

		地区名		処理区名		当該集落数		所在地													
地 区 の 現 況	社会 の 現 ・ 経 済	事業計画 区域面積		農用地面積		総人口		農家人口		総戸 数		農家戸数		農業地域類型		主要農産物					
		形態別 集落数		密居		集居		散居		散在		計		ほ場整備率		%		上水道整備率		%	
			水需給状況																		
	農業 集 落 排 水 の 現 状	し尿処理の現況		生活雑排水の放流経路の現況																	
		処理方式		構成比率		放流経路パターン										構成比率					
		くみ取り		%		1		家庭 → 集落内水路 → 農業用水路 → 河川、海										%			
		自家処理		%		2		家庭 → 集落内水路 → 農業用水路 → 閉鎖性水域										%			
		水洗		%		3		家庭 → 集落内水路 → 公共用水域										%			
		その他		%		4		家庭 ()										%			
汚水放流先の 水域類型		指定の有無 有・無		水域名		当該類型		達成期間		指定年月日											
汚濁の 状況	処理区名		観測点		流量 m³/日		pH		BOD		COD		SS		DO		T-N		T-P		
費 用 の 概 算	事業 費	工種		事業費 (百万円)		単価 千円/m, m³		事業 主体		負担区分											
										国		都道府県		市町村		その他		受益者			
		処理施設								%		%		%		%		%			
		管路施設																			
		雨水排水施設																			
		ポンプ施設																			
		資源循環施設																			
		附帯施設																			
	その他																				
	小計																				
単独分(a)																					
計 (b)																					
維持 管理 費	維持 管理 費	区分		年間管理費 (千円/年)		単価 (円/人)		維持管理主体		負担区分											
										都道府県		市町村		その他		受益者					
		運転経費								%		%		%		%					
		償却費																			
計																					
関連 事業	事業名		事業主体		総事業費 (千円)		工事進捗率		事業量及び本事業との関連												
							%														
							%														
同意状況 (月 日現在)				別紙4-2取扱い2 第5の1の(1)				%		別紙4-2取扱い2 第5の1の(2)				%							

BOD、COD、SS、DO、T-N、T-P の単位は ppm とする

農業集落排水事業計画概要表

項 目	記 入 要 領	備 考
地区名、処理区名	本事業では、整備する処理区が複数ある場合に作成する。 処理区ごとに記入する。処理区とは計画処理区域を処理系統別に区分したものをいう。 地区名と処理区名にはふりがなをつける。	
当該集落名	対象集落名を記入する。	
所在地	都道府県名、市町村名（町村の場合は郡名から）を記入し、ふりがなをつける。	
地区の現況 社会・経済の現況	(1) 最近年における農業センサス調査等を基礎に、事業計画区域についての値を記入する。ただし、農用地面積、農業地域類型、主要農作物、ほ場整備率、上水道整備率及び道路整備率は集落圏域についての値を記入する。 (2) 事業計画区域とは、本事業の受益対象区域をいう。すなわち本事業により汚水を処理することができる全区域をいう。 (3) 集落圏とは別紙 4－1 運用 2 第 3 の 2 に掲げる区域をいう。 (4) ほ場整備率については、ほ場の一区画の大きさに関係なく、区画整理されているほ場は整備済とする。 (5) 道路整備率については、1、2 級市町村道以下とし、簡易アスファルト舗装以上の道路を整備済とする。 (6) 上水道整備率については、簡易上水道以上を整備済とする。 (7) 配水施設を整備する場合にあっては、渇水の発生状況等地区の水需給の状況を記入する。	
集落排水の現況	(1) し尿処理の現況については、各処理区における戸数の構成比率の概数を記入する。 (2) 生活雑排水の放流経路については、1 から 3 までのパターンに大別し、それぞれの経路に該当戸数の構成比率の概数を記入する。（1 から 3 までに該当しない場合には、4 の（ ）内にその経路を記入する。） (3) 汚水放流先の水域類型については、汚水の放流経路途上で水質環境基準の水域類型が指定されている場合に、その水域名、該当類型、達成期間及び指定年月日を記入する。 (4) 汚濁の状況の欄には、処理区域において①上流地点、②集落と農用地の接する地点、③下流地点について水質測定を実施し数値を記入する。	

項 目	記 入 要 領	備 考
費用の概算 事業費	(5) 畜産排水の有無、農業生産被害、農業用施設被害及び生活環境被害については、その有無を記入する。ただし、被害面積率については、被害面積が少ない場合のみ記入する。また、農業用施設被害及び生活環境被害については、その具体的な施設名を記入する。 (1) 各工種ごとの事業費を記入する。 (2) 工種の資源循環施設については汚泥処理施設及び処理水再利用施設を、附帯施設については農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設並びにその他の附帯施設を、その他については測量設計費等を記入する。 (3) m^3当たりの単価については、計画1日最大汚水量当たりの単価を記入する。なお、管路施設、雨水排水については、総延長当たりの単価（千円／m）を記入する。 (4) 負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分し、その各々につき記入する。	
維持管理費	(1) 運転経費と償却費に区分して各該当欄に記入する。 (2) 単価については、計画処理人口当たりの単価を記入する。 (3) 負担区分のその他については、農協、土地改良区等に区分しその各々につき記入する。	
関連事業	宅内整備部分及び本事業と関連する事業計画の概要及び関連する処理区名を記入する。	
同意状況	各処理区内における受益戸数のうち同意された割合を％で記入する。	
施設計画の概要 処理施設	(1) 処理計画量の計画人口の欄には定住人口と流入人口（換算値）の合計値、計画戸数の欄には公共施設を含めた戸数、その他の欄には家畜等の汚水処理を含める場合の当該家畜数を記入する。なお、公共施設は、1施設を1戸と算定する。 (2) 処理水の放流先については、「農業排水路を経て〇〇に放流する」等放流先を記入する。 (3) 高度処理（通常処理のBOD、SSを超える処理又はT-N、T-P等についての処理）が必要な地区についてはその有無を記入する。	

項 目	記 入 要 領	備 考
資源循環施設の概要	(1) 汚泥処理施設を整備する場合にあつては、汚泥処理施設の概要を記入する。 (2) 処理水循環利用施設を整備する場合にあつては、循環利用施設の概要を記入する。 (3) ポンプ施設については、各処理区ごとにその概略の必要箇所数を記入する。	
その他の施設の概要	(1) 管路施設については、各処理区ごとに管路及び暗渠の概略延長を記入する。() 内に単独分の値を内数で記入する。 (2) 雨水排水路については、各処理区ごとにその計画路線数及び概略延長について記入する。 (3) 附帯施設については、農業集落道、水洗化用水施設、周辺環境配慮施設並びにその他の附帯施設の概要を記入する。	
効用	(1) 作物生産効果等 作物生産効果、品質向上効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果（農業用排水施設）、地域資源有効利用効果の合計を記入する。 (2) 生活環境改善効果等 生活環境改善効果、維持管理費節減効果（農業生産以外）の合計を記入する。 (3) 公共用水域水質保全効果等 公共用水域水質保全効果、農村空間快適性向上効果、その他独自で計上した効果の合計を記入する。	
工期	工期については、着工年度、完了予定年度及び着工から完了までの期間を記入する。	
備考	各処理区のなかで特に重要な事項がある場合にその内容を記入する。また、全体事業費に対する単独分事業費の割合〔(a) / (b) × 100%〕を記入する。 さらに、施設供用開始後の維持管理体制について記入する。	

計 画 構 想 図		位置図		
		S = 1 :		
		凡 例		
		集 落 圏		
		事 業 計 画 区 域		
		施 設	処 理 施 設	
			管 路 施 設	
			ポ ン プ 施 設	
計 画				

令和 年度新規 農業集落排水事業〔機能強化対策〕概要表

①既存農業集落排水施設の概要														②機能強化対策事業の概要													
地区名						所在地								地区の状況		事業計画 区域面積	農用地 面積	総人口	農家人口	総戸数	農家戸数						
処理区名						該当集落名									現計画												
着手年度						完了年度									改築計画												
処理施設の概要	処理形式						評定認定年月日		年 月 日						同意状況（ 月 日現在）		別紙4－2取扱い2 第5の1の(1)		%	別紙4－2取扱い2 第5の1の(2)		%					
	敷地面積 (m ²)	処理計画量				処理水の放流先				高度処理の有無					敷地面積 (m ²)		処理計画量				計画人口		計画戸数		その他		
		計画人口	計画戸数	その他																							
	計画日平均汚水量 (m ³ /日)		処理計画量				計画放流水質				計画日平均汚水量 (m ³ /日)		計画流入水質				計画放流水質										
			BOD SS T-N T-P				BOD SS T-N T-P						BOD SS T-N T-P				BOD SS T-N T-P										
事業費・実績の内容	工種	事業量	事業費（百万円）			維持管理の状況	供用開始 年月日		年	月	日	本事業・事業の内容	工種	事業量	事業費	事業主体											
	処理施設						使用率	計画人口比	%				実施予定期間														
	管路施設	m					計画戸数比		%				負担区分														
	雨水排水施設	m					維持管理条例制定年月日						処理施設														
	ポンプ施設	基					管理内容		実施回数 (年)	管理者	年間費用 (過去3年間の実績平均)		管路施設			事業費		負担割合									
	資源循環施設						日常管理						雨水排水施設			国		%									
	附帯施設						巡回管理						ポンプ施設			都道府県		%									
	その他						その他						資源循環施設			市町村		%									
	小計												附帯施設			その他		%									
	単独分												その他			受益者		%									
計											小計																
単独分											単独分																
計											計																
分担金・使用料	条例制定年月日		年 月 日			備考																					
使用料	分担金																										
	使用料																										

・BOD、COD、SS、DO、T-N、T-Pの単位はppmとする

様式第3号

事業施行申請書

都道府県知事 殿

〇〇〇〇

〇〇地区において、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業を〇〇県（道、府、都）営事業として施行していただきたく申請します。

様式第4号

事業実施申請書

都道府県知事 殿

〇〇〇〇

〇〇地区において、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業を実施いたしたく、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第4の2に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

地区名

- (1) 資源循環促進計画概要表
- (2) 事業計画概要表
- (3) 事業計画書

様式第4号の2

事業計画承認通知書

〇〇〇〇 殿

都道府県知事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった〇〇地区に係る農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業の事業計画については、これを承認したので通知する。

様式第 5 号

事業実施計画報告書

農村振興局長
地方農政局長 殿
沖縄総合事務局長

都道府県知事

〇〇地区において、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 1 の 2 の(1)の事業を実施いたしたく、
農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 4 の 1 [2] に基づき、下記資料を添付して報告します。

記

- 地 区 名
- 1 資源循環促進計画概要表
 - 2 事業計画概要表

(注) [] は県営事業以外の場合

様式第 6 号

事業計画変更承認申請書

都道府県知事 殿

〇〇〇〇

〇〇地区に係る農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 1 の 2 の(1)の事業の事業計画を変更したい
ので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 4 の 3 に基づき、下記調書を添えて申請します。

記

- 1 地 区 名
- 2 事業計画概要表 (変更)
事業計画概要表の様式により、変更に係る項目については、上段 () 書きで変更前を記載する。

様式第 7 号

事業計画変更承認通知書

〇〇〇〇 殿

都道府県知事

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった〇〇地区に係る農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 1 の 2 の (1) の事業の事業計画の変更については、これを承認したので通知する。

様式第 7 号の 2

事業計画変更手続報告書

農村振興局長
地方農政局長 殿
沖縄総合事務局長

都道府県知事

〇〇地区に係る農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 1 の 2 の (1) の事業の事業計画の変更については、今般別紙のとおり手続が完了したので報告する。

様式第 7 号の 2 の別紙

地区名		局 名		所在地	
事業名					
事業の経緯	着手年度	着工年度	変更計画確定 年月日		○年までの進捗率 (変更事業費ベース)
項 目	現計画		変更計画	増△減	備 考
計画人口					
計画戸数					
事業費					
工 期					
投資効率					
変更の要旨					
変更項目 及び要件	項 目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

※事業計画概要表（変更）を添付する。
事業計画概要表（変更）は、事業計画概要表の様式により、変更に係る項目については、上段（ ）書きで変更前を記載する。

様式第8号

農業集落排水事業・公共浄化槽等整備推進事業〔個別排水処理施設整備事業〕
連携計画

都 道 府 県 名				市 町 村 名			
対象地域の考え方							
集 落 に お け る し 尿 処 理 の 現 況	処理方式	く み 取 り	自 家 処 理	水 洗	そ の 他		
	構成比率						
家屋間の最大距離							
最大距離の考え方							
汚 泥 処 理 計 画							
事 業 名		農業集落排水事業			公共浄化槽等整備推進事業 〔個別排水処理施設整備事業〕		
地 区 名							
処理区名							
事業主体							
総事業費							
工 期							
供用開始予定							
財 源 内 訳	国						
	都道府県						
	市 町 村						
	そ の 他						
	受 益 者						
事業費の内訳 及び処理人口等		事業費の内訳			事業費の内訳		
		処理施設		年 度	基 数	事業費	
		管路施設					
		雨水排水施設					
		資源循環施設					
		附帯施設					
		その他					
		単独分					
		計					
		計画人口等			処理人口等		
		計画戸数		全 基 数			
		計画人口		処理人口			
		現況人口					
維持管理主体							

(注) 〔 〕 は個別排水処理施設整備事業の場合とする。

様式第 8 号

農業集落排水事業・公共浄化槽等整備推進事業〔個別排水処理施設整備事業〕
連携計画

項 目	記 入 要 領	備 考
対象地域の考え方	事業計画区域の経済性、地域性等の観点からの一体性について記入する。 なお、計画平面図を併せて添付すること。 計画平面図は、集合処理区域のほか、合併処理浄化槽への切替家屋を明示すること。	
家屋間の最大距離	農業集落排水施設と浄化槽の整備区域を区分するために基本となった家屋間の最大距離について記入する。	
最大距離の考え方	家屋間の最大距離決定の根拠について記入する。	
汚泥処理計画	農業集落排水施設及び浄化槽から発生する汚泥の処理計画について記入する。	
事業名	環境省所管の公共浄化槽等整備推進事業又は総務省所管の個別排水処理施設整備事業のどちらかを記入する。	
供用開始予定	浄化槽については、連携事業計画に位置づけられている施設が全て設置済みになる時期を供用開始予定年度とする。	
財源内訳	金額（千円単位）で記入する。	
事業費の内訳	千円単位の事業費で記入する。	
処理人口	浄化槽の処理人口は、現況人口で記入する。	

様式第 9 号

都道府県知事 殿

〇〇〇〇

事業実施申請書

下記のとおり農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 1 の 2 の (2) の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 5 に基づき申請します。

記

市町村名	地区名	調査対象面積	事業費（千円）	備 考

（注）調査範囲の地形図を添付のこと。

様式第 10 号

都道府県知事 殿

〇〇〇〇

事業実施申請書

下記のとおり農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 1 の 2 の (2) の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 5 に基づき申請します。

記

市町村名	地区名 (処理区名)	建設工期	対象施設	事業費（千円）	備 考

（注）計画一般図（最終）を添付のこと。

様式第 11 号

農 村 振 興 局 長
〇 〇 農 政 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長

殿

都道府県知事名

事業実施申請報告書

下記のとおり農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 1 の 2 の (2) の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 5 に基づき報告します。

記

市町村名	地区名	調査対象面積	事業費（千円）	備 考

（注）調査範囲の地形図を添付のこと。

様式第 12 号

農 村 振 興 局 長
〇 〇 農 政 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長

殿

都道府県知事名

事業実施申請報告書

下記のとおり農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 1 の 2 の (2) の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 5 に基づき報告します。

記

市町村名	地区名 (処理区名)	建設工期	対象施設	事業費（千円）	備 考

（注）計画一般図（最終）を添付のこと。

最適整備構想

令和 年 月

〇〇県〇〇市、〇〇町、〇〇村

<最適整備構想 目次>

- 1. 施設現況調書
 - (1) 農業集落排水施設整備状況（平面図を添付すること）
 - ①完了地区、②実施中の地区
 - (2) 施設管理状況及び課題
- 2. 施設機能診断
 - (1) 施設機能診断調査
 - (2) 施設機能診断評価
- 3. 対策方法、工事内容
 - (1) 対策工法
 - (2) 機能保全コスト算定
 - (3) 対策時期

事業計画書（市町村名）

1. 最適整備構想（機能診断を含む）の策定

(1) 対象地区一覧

(ふりがな) 地区名	(ふりがな) 処理区名	計画人口 (人)	建設工期 (経過年数)	備考

※ 1 地区当たり複数の処理区がある場合は、1 処理区当たり 1 行で記入

(2) 対象施設数計

種類 処理区名	処理施設 (箇所)	管路施設 (k m)	ポンプ施設 (箇所)	その他 (箇所)	備考
計					

2. 事業費等

機能診断に要する経費① :
最適整備構想策定に要する経費② :
計 (①+②) :
事業実施期間 : 令和 年度～令和 年度 (か年)

3. 計画図面（一般平面図及び現行施設主要構造図）

事業実施計画報告書

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

管内〇〇市において、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(3)の事業を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第６の１に基づき、事業計画書を添付して報告します。

記

市町村名	事業内容	事業費	備考
		千円	

事業計画変更報告書

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿
北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第１の２の(3)の事業の事業計画を変更したので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙４－１運用２第６の３により報告します。

記

- 1 地区名
- 2 事業計画書（変更）

※ 変更に係る項目については、上段括弧書きで変更前を記載する。

都道府県知事 殿

市町村長

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 1 の 2 の (3) の事業について、下記のとおり事業を実施したので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 4－1 運用 2 第 9 に基づき報告します。

記

- 1. 市町村名
- 2. 最適整備構想（機能診断を含む）対象施設調書

(1) 対象地区一覧

(ふりがな) 地区名	(ふりがな) 処理区名	計画人口 (人)	建設工期 (経過年数)	備考

(2) 対象施設数計

種類 処理区名	処理施設 (箇所)	管路施設 (k m)	ポンプ施設 (箇所)	その他 (箇所)	備考
計					

※ 最適整備構想を添付すること。